

令和元年9月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和元年9月10日（火）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和元年9月10日（火） 午前 9時01分
散 会 日 時	令和元年9月10日（火） 午後 4時47分
委 員 長	金澤孝太郎
副 委 員 長	坂本 国広
委 員	中野 昭 竹田 悦子 坂本 晃 潮田 幸子 加藤 英樹
委員会欠席委員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	な し
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 5 4 号	鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第 5 5 号	鴻巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 5 6 号	鴻巣市税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 9 0 号	令和元年度鴻巣市一般会計補正予算（第 4 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 9 4 号	平成 3 0 年度鴻巣市一般会計決算認定について のうち本委員会に付託された部分	認 定

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長 根岸 孝行
市長政策室副室長 齊藤 隆志
市長政策室副室長 佐々木紀演
秘書課長 小林 勝
総合政策課長 武田 昌行

(総務部)

総務部長 榎本 智
総務部副部長 清水 洋
総務部参事兼総務課長 木村 勝美
総務課副参事 國島 清文
総務部参事兼職員課長 藤崎 秀也
契約検査課長 関根 正
情報システム課長 野口 高志
総務部参事兼
やさしさ支援課長 田島 盛明
やさしさ支援課副参事 小川 裕子

(財務部)

財務部長 高木 啓一
財務部副部長 岩間 則夫
財政課長 鈴木 誠司
資産管理課長 五十嵐 剛
財務部参事兼税務課長 染谷 秀幸
税務課副参事 野口 豊和
収税対策課長 矢澤 欣子

吹上支所長 瀬山 慎二
川里支所長 関根 和俊
会計管理者 田口 義久
会計課長 高子 英江
監査委員事務局長 山縣 一公
建築住宅課長 関口 敬一

書記 小野田直人

書記 篠原 亮

(開会 午前9時01分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名させていただきます。坂本晃委員と潮田幸子委員にお願いをいたしたいと思います。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第54号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例、議案第55号 鴻巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第56号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例、議案第90号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分、それと議案第94号 平成30年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、この議案5件でございます。

これを直ちに議題といたしたいと思います。

それでは、審査の方法についてお諮りしたいと思います。議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第94号の一般会計決算認定については、歳入と歳出は別々に執行部から説明を受けた後、質疑を行い、その後討論、採決の方法で進めたいと思います。また、議案審査終了後、視察研修について合意をお諮りしたいと思いますので、よろしくお願いたします。この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席は認めます。

それでは初めに、議案第54号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(総合政策課長) それでは、本委員会に付託されご審議いただきます議案第54号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

手数料の見直しについては、鴻巣市使用料等審議会における本年3月から6月までの4回にわたる審議を経て策定した鴻巣市使用料等の適正化

に関する基本方針にのっとり、対象となる35件の手数料を算定し、受益者負担の原則に基づく適正な料金に改定するものです。本条例では、見直しの対象となる手数料35件のうち19件について算定を行っており、算定に当たっては平成28年度から平成30年度までの実績値をもとに、人件費及び物件費の額、それと年間処理件数等を用いて計算しております。現行の手数は、第2条第1項第11号、住宅用家屋証明申請手数料1,300円、同項第25号、住民記録簿の閲覧手数料3,000円、同項第34号、開発行為施行の同意手数料200円を除き、一律150円となっておりますが、算出したコストはいずれも300円を超えております。

手数料の見直し額については、コストに応じた額に見直すこととしますが、現行の料金を大幅に上回る場合は市民生活に影響を及ぼすことになることから、現行料金と算定額の差が2倍以内の場合は現行料金で据え置き、2倍を超え5倍以内の場合は現行料金の1.5倍、5倍を超える場合は現行料金の2倍を上限額と定め、住宅用家屋証明申請手数料は1,300円で据え置き、住民記録簿の閲覧手数料は1時間当たり3,400円、それ以外の手数料については一律200円とします。

なお、住民票の写し、戸籍の付票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、租税公課についての証明書については、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機による交付の場合の手数を150円とします。手数料の改定については、令和2年4月1日から新たな料金体系とするものです。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(潮田) 今回の値上げというか改定というのは、いろいろなことを審議した上で審議会からのものがございますので、重々に審議した内容だというふうに思っておりますが、利用実績中、資料で出しているマルチコピー機で利用できる租税公課についての証明、住民票または戸籍の付票の写しの交付、住民票の記載事項証明、印鑑登録証明等の各証明が、全体に対するコンビニ交付の分がどのぐらいの割合なのかを確

認をしたいと思います。

（総合政策課長）平成30年度の実績でございますが、全ての証明書を合計しまして、11万6,510件中1,997件、率にしますと約1.7%となっております。

（潮田）1.7%だけがコンビニ交付ということなのですね。コンビニ交付の場合の算定額というのは、これ人件費という意味では出しにくいのかもしれないのですけれども、コンビニ交付の場合の算定額というのは出せるのでしょうか。

（総合政策課長）コンビニ交付の場合の算定額ですが、算出のほうは行っておりません。こちらは算出のほうの対象外、適正化の対象外としております。したがって、算定のほうは可能ではありますが、発行件数が少ないことから、コストのほうは上がることになると推測されます。

（潮田）基本的には人件費が、初期投資はかかったとしても、これから長い将来にわたってマルチコピー機のほうが多くなっていくのだというふうに思っているのですが、市民にとっても、早朝でも、夜遅くても、また休日でもとれるというメリット、もっと周知するべきだというふうに思うのですけれども、結局は市民の方が市役所に来てやると人件費がかかりますよね。その人件費を減らすことができるわけですから、コンビニ交付をもっと全面的に押し出すとか、あとほかの、これは神奈川の鎌倉市だったかな、とかでは、既に自分のほうで名前とか住所とか全部書いてきたものをQRコードにして、残して、申請のときにそのQRコードでやれば、名前も住所も記録されている。記録というか、印字される状態での用紙が出てきたりという、すごくそういったものを最新の技術を使ったものをすごく使っているのですけれども、そういった形での人件費の削減だとかいうこと、すごく大事だと思うのですけれども、今回でいう人件費としてはかからない、このコンビニ交付をもっと周知していくとかということを考えているのでしょうか。

（総合政策課長）市では、公民館での出張受け付けなど、今年度マイナンバーカードの普及促進を図っていく予定であります。そのときとあわせて、マイナンバーカードのメリット、来年度から予定の健康保険証で

あったり、自治体ポイントであったり、それからもう現在実施しておりますコンビニ交付等を含めて、メリットを中心に周知を行っていきたいと考えております。

（加藤）先ほどご説明をいただきました使用料等の適正化に関する基本方針、それに基づいてという話がありました。たしかその中には近隣市との料金の比較という項目もあったかと記憶しております。その中では、近隣市と大幅な差異がないように配慮していくとそんな趣旨だったかとき記憶しておりますが、そういう観点で今回の出しているものというのはどんな位置にあるのか、ちょっと概要をお示しいたきたいと思っております。

（総合政策課長）手数料につきまして県内の状況ですが、県内63市町村中、現在150円のところが鴻巣市を含めて10市町、200円が43市町村、300円が10市町となっております、200円が約7割というふうな状況になっております。

（加藤）先ほど潮田委員のほうからもあったコンビニの関係のシステムなのですけれども、それは算定をしていないということのご回答だったと思うのですけれども、念のためにあの経費に関しては国のほうがかなり大きなパーセンテージで費用を出していたのかなと思うのですけれども、参考までにその辺わかれば。今回は算出は、そこは計算上入れていませんよという話だったのですけれども、そもそもマルチコピー機の導入に当たって国が出している、逆に言うと本市が余り出していなかったのかなと記憶しているのですが、そこ確認できたらと思っておりますけれども、わかる範囲でお答えいただければと思います。

（財政課長）ご質問の件ですけれども、特別交付税でどのぐらい措置をされているのかという案件だと思います。

昨年度の平成30年度、特別交付税で算出された費用額ですけれども、282万6,000円、こちらのほうが特別交付税として算出されております。以上です。

（加藤）もう一つ、一応確認なのですけれども、審議会を開きましたということで、審議の中でこういった一定の方向のお示しがあった。その

後で、市民に対しての意見募集など、そこはいつごろやられましたか。たしかやったと思うのですけれども、ちょっと確認の意味で教えていただければと思います。

(総合政策課長) 審議会での審議を経て策定しました基本方針につきましては、パブリックコメントのほうを実施しております。ただ、意見のほうはございませんでした。

(坂本(晃)) 38号ですか、開発行為変更許可申請手数料とありますけれども、これについてもうちちょっと詳しく説明をお願いしますでしょうか。その内容から、変更する部分が36になるということだけではなく、手数料自体の項目の中にある内容を少し説明いただきたいのですけれども。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時17分)

(開議 午前9時18分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(総合政策課長) 開発行為変更許可申請手数料について、詳細について今現在ちょっとわからないので、後でお示しさせていただきます。

(委員長) よろしいですか。

(はいの声あり)

(竹田) 先ほどマルチコピー機による住民票の発行の件について、本会議場でも質疑をされて、初期投資については入れないということのご説明と、発行件数についてやりました。初期投資についてはどうするかというのは、鴻巣市使用料等の適正化に関する基本方針の中でも、物件に対する考え方が述べられていて、国や県からの補助金は算定の数字に入れないとか、いろいろ物件に関する考え方というのを述べられています。そういう中で、その後のいわゆる維持管理とかという部分は、これから物件費の積算の根拠ということと、この7ページに出ています。そういう点からいうと、例えばコンビニで交付する場合に、マルチコピー機が置いてあって、その電気料、片隅に置かせていただいているわけですか

ら、その占用料みたいなのを払っていると思うのです。そういう部分というのは幾らになるのでしょうか。

(総合政策課長) コンビニに対しましては1通当たり115円を支払っております。1通発行当たり115円ということで、150円の手数料のうち115円を支払っているという形になります。

(竹田) そういう点からいうと、人件費がかからないとはいえ、1件当たりの手数料高くて、しかも全交付の1.7くらいしか発行されていないのね。それで、ちょっと私考え方についてお尋ねをしますけれども、公民館でのいわゆる住民票の交付についてはなくしていきますということを6月議会でお示しになりましたよね。発行の少ないところから順次なくしていくということで、今年度から、10月からもう発行しなくなる場所もあるのですよね。ありましたよね、どこか……ありましたよね。うんとうなずいていないということは、来年。来年度から発行していかなくなって、例えば翌年度にかけてもなくしていくという方向、その一方で公民館の施設で、いわゆるマイナンバーカードの発行ができるようにするということでしたよね。そこにかかる費用というのは誰が負担するのですか。国からの補助金ってあるのですか。ちょっともう一度さっきの確認ということで、ちょっと確認をします。確認をさせてください。

(総合政策課長) 公民館の取り次ぎ業務については12月から廃止をする予定であります。マイナンバーカードの普及を促進、これからいたしまして、マイナンバーカードを取得してもらって、コンビニで交付を受けてもらおうと、そういったことを進めていきたいと思っております。

(竹田) わかりました。

ということは、マイナンバーカードの普及が当面20%にすることを国が目標としているけれども、なかなか思うように進まないということで、国は今健康保険証も、顔写真がついているということも含めて健康保険証の情報も入れると。それとあわせてマイナンバー普及のための基金までつくりましょうということを国は打ち出していますよね。ということは、今回の、本会議にも聞きましたけれども、マイナンバーカードのいわゆる発行手数料について据え置くということは、基本的には国の方針

を受けているのかどうか。普及促進するためにやるのか。特に私一番懸念をしているのが、個人情報に対する、個人情報保護法との関係で、大丈夫ですよとは言うけれども、自分の情報をなるべく持ち歩きたくないとか、いろいろな意識って人間として働いていると思うので、そこら辺が意識としてあるために普及しないのだというふうに思うし、その普及率が悪い、お金を投資している割に普及率が悪いということは、国民の要望でないにもかかわらずやろうとしているから、幾ら投資しても普及しないと。だって、全体のまだ、いいよといったって1.何%くらいでしょう。そこはどういうふうにやろうとしているのですか。結局窓口交付をなくして、職員がいるにもかかわらず窓口交付をなくしていくということは、私はせっかくいる職員の皆さんに頑張ってもらっていただくほうがいいのかなと思うのです、個人情報保護との関係で。

（市長政策室副室長（齊藤））マイナンバーカードを普及をするために今回の手数料等でマルチコピー機でということではなくて、あくまでもご存じのとおり、市役所の市民課は混んでいますよね、いろいろ。待ち時間も多いですし。コンビニであれば、先ほど潮田委員がおっしゃったように、休日だとか夜間とかもとれますので、あくまでも市民の皆さんの利便性の向上のために、マイナンバーカードでそういう手続がとれますよというところが主眼ですので、我々マイナンバーカード、もちろん普及も促進するように市役所全体ではやっていきますけれども、今回の手数料の改定について、まず手数料上がります。150円が200円とかになりますけれども、あくまでも市民の皆さんの利便性の向上と、そこが第一というふうに考えております。

（竹田）市民に皆さんの利便性の向上と言うけれども、1.7%しか進んでいなくて、かつ混んでいる状況がわかっていながらわざわざ市役所の窓口で、わざわざかどうかわかりませんが、相変わらず混んだ状況というのは続いているわけですね。ということは、逆に言えば市民の本当に利便性を図るのだったら、窓口を待たせないようなシステムにしていく。だって、市民の利便性を図ろうとするのだったら、お待たせしませんと、もっと窓口を多くしてやるというふうに図ればいいにもかか

わらず、1.7%しか普及していない部分に固執しようとするから無理があるので、発想をもっと転換したらどうですか。職員をちゃんと配置して、必要な部分でお待たせしませんと。市民が来るのだったら、それに応えた方策することのほうが市民の利便性にかなうのではないですか。

（市長政策室副室長（齊藤））ですので、そういう手法もあるかもしれませんが、今1.7%の現状の数字ですので、今後、先ほどこれも潮田委員がおっしゃったように周知をもっと促進して行って、マイナンバーカードの普及率を高めた上で、そういう利便性もありますよというところでお知らせしていきたいというふうに考えております。

（竹田）わかりました。そこは幾らやっても進まないと思うのですけれども、マイナンバーカードを持ちましょうというのは広報でもう何ページも使って、利便性がありますよというふうにやっているにもかかわらず、それこそ投資の割に進んでいないということを私やっぱり考えたときに、ここへ来る市民の皆さんのために、例えば窓口の口数を多くしたりとか、そこに必要な人員を配置することのほうが、逆に言えば市民の皆さんが職員の顔を見て、市が一番信頼できる行政機関です。サービス機関です。そのところで大丈夫ですよというふうにやったほうが、今何が起きるかわからない時代でしょう。やっぱりそういう点に考えると、もっと私は市民の気分、感情に即したサービスをすることのほうが、よほど市民の利便性に私はつながると思うので、これは平行しますのであれですけれども、申し上げておきます。

それから、あと受益者負担の根拠ということで、これも6ページに出ていて、必要とするもの、例えばゼロ%のところでは本来行政が提供すべきサービスというのは100%ですよというので、そこには市役所と小学校、児童センター、福祉センター、道路、公園等とか、いろいろコミュニティセンター、それで選択的公共的とか、選択的民間的とか、必然的民間的とかいろいろ出ています。この分け方の根拠というのは、何か法的根拠があるのでしょうか。

（総合政策課長）こちらについては、特に法的根拠はございません。他市の事例等を参考にして、この割合、ゼロから50、100という割合を設定

しております。

(竹田) ここも、例えば公民館の部分でいえば、いわゆる一番公共がやるべきことというのは、大きなもとは憲法に基づく、かつ地方自治法に基づく、それからあと地方公務員法に基づいた行政サービスを行う。わざわざ法律で行政の役割を書いているわけだから、やっぱり私はある程度法的な根拠はここにあるというものを示すべきだというふうに思います。そこに付随して、例えば社会教育法とか。一番住民の福祉の向上に努めるというふうになっているのが地方自治法です。そういう点からいうと、例えば選択的公共的とか、選択的民間的なんという部分は、根拠がないわけだから、例えば100%負担するとかというふうにするべきではないと思いますが、その分けた、では民間でやった、法的根拠がないけれども、では市でこういうふうに分けた部分というのは、何ゆえにこのように分けたのかお伺いしておきます。

(総合政策課長) こちらについては、基本方針の6ページの表にもございますが、100%のところは市民生活を快適にするものであるが、個人によって必要性が異なるサービスであり、民間でも提供しているサービスということで、100%ということを設定しております。

(竹田) ここの中でいえば、映画館は99.9%民間でやっています。けれども、全国でも唯一鴻巣市が映画館を持っている。では、その法的根拠は何かといたら、それは市がいろいろな関係で市営の映画館をやっている、そういうものにわざわざ補助金出したり、いろいろ指定管理にしたりやったりとするということは、ここの中では市の分け方そのものが、やはりおかしくなってくるのではないですか。民間でもできるものをあえて市営でやったりとかすると。だから、そういう点考えたら、一貫性が私はないというふうに考えますが、いかがなのでしょう。

(総合政策課長) 先ほどもお示したこの表の中で分類しておりますが、こちら市民の方を代表として、審議会のほうで諮ってこの分類を決定しております。

(竹田) いろいろ考え方があっても、結局最終的には、いわゆる政策的な部分というのは非常にあるのではないかというふうに思います。

例えば本会議でもありましたけれども、図書館は社会教育法に基づいた施設です。社会教育だから。学校教育は子どもの学校、社会教育というのは基本的にはそれ以外の人たち、子どもたちも含めたそれ以外の人たちの教育施設、機関なわけですから、そういう点からいうと、やはり社会教育法のもとでは平等にすべきであると私は考えます。その点どうですか。同じ法律の、さっき言った法的根拠は何にもない。ということは、他市のやっていること、政策的な展開が非常にあるのではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

(総合政策課長) 図書館につきましては、各学校にも図書室があるように、非常に公共性が極めて高いということで、100%市の負担という形になっておりますが、公民館については貸し館としての役割もございまして、こちらについては他の自治体の例を見ても、見直しに伴って全て使用料のほうは徴収しておりますので、今回鴻巣市においても料金のほう、使用料を徴収する形をとっています。

(竹田) ということは、いわゆるそれとあわせて公民館とか、あとコミュニティセンターとか文化センター、市民センター、市民活動センターと、基本的には指定管理になっていきますよね。指定管理にした場合の施設についても、いわゆる地公法の対応、公務員と同じような対応をしていただくということの誓約というのか、憲法を遵守して対応していただくということに指定管理にする場合になっていきますよね。ちょっとその点確認したいと思う。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前9時37分)



(開議 午前9時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの竹田悦子委員の質問に対する答弁については、今ちょっと調査をするということでございますので、その件ではなくて、次のもしあれば、それを進めたいと思いますので、お願いします。

(竹田) あと、この免除規定があるのですが……手数料の中の免除があ

って、この中でもどういう場合は免除あるいは減額になってくるのでしょうか。市長が認めたときとか、そういう例も含めてお尋ねしたい。

基本的な考え方の中の……

(何事か声あり)

(竹田) そうです。10ページ出ているでしょう。10ページに、手数料の基準と。手数料の基準の10ページの③、その他特に市長が必要と認めた場合には。

(総合政策課長) 手数料の免除、減額の基準については10ページにございますが、法令の規定に基づき無料で取り扱いをするもの、官公庁から事務上の必要により請求があったもの、その他市長が特に必要と認めたものについて、免除、減額を行います。

(竹田) それはそのとおりのだけけれども、私がお尋ねしたのは、その他市長が特に認めたものというのはどういうものがあるのですかということでお尋ねしています。1番と2番は当然、天変地異などがあった場合は認めるということもあると思うのですけれども、それから先ほど質問したどういう事例があったのかということをお尋ねしています。

(総合政策課長) 市長が特に必要と認めたものについては、先ほど委員がおっしゃったような災害が発生したときとか、そういったところを免除する場合に市長が認めたものというものに該当するかなと思います。

(竹田) 天変地異とか、そういうのは確かにそうなのですからけれども、例えば生計上困難に陥っているとか、失業して、例えば生活保護の給付の対象になったけれども、それは市長が特に必要と認めた、いわゆる経済的な困難さとか、そういう部分というのは配慮されるのかどうか、この点にはどういふものが。天変上って、法令というのはいふ点ではいろいろとあると思うのですけれども、経済的な困窮とかそういう部分というのは、市長が特に認めた例としてあるのでしょうか。

(委員長) 竹田委員、ご質問は今までに市長が特に必要なものというものを具体的に何ですかという問い合わせでいいのですよね。

(竹田) そうそう。それと、あと経済的な困窮も、この市長が特別に認めたものに入るのですかとお尋ねしている。

(総合政策課長) こちら市長の件につきましては特例でありまして、あくまでも災害等の場合を想定しておりまして、生活の困窮者に関してのものではないというふうに考えています。

(竹田) 続いて、定期的な見直しですけれども、手数料についても5年に1遍くらいずつ見直すということの解釈でよいのでしょうか。

(総合政策課長) 同じです。使用料と同じように、原則として5年ごとに見直しを実施する考えでございます。

(竹田) これについてはかかる費用と物件費が原則になりますけれども、ということは市民の経済状況というのは加味されてくるのかどうか。例えば実質賃金がマイナスになってきているという、そういう部分での負担能力、市民の負担能力はどのように加味されてくるのかお伺いします。

(総合政策課長) こちらについては、ここに書いてあるとおりなのですが、維持管理費等の変化、行政サービスの内容、公共施設のあり方等を勘案しながら、原則として5年で今後やっていきたいと思えます。

(竹田) 私は、市民の負担能力は加味されるのですかと伺ったのです。これはこのとおりのことで、市民の負担能力がなくなって、今回の料金値上げによって使用の割合が減ってきてしまった、しかし建物は老朽化するとした場合、それは悪循環になっていくわけでしょう。悪循環になるわけではないですか。料金が上がれば、当然いろいろな部分で減っていく。しかし、いろいろな部分では投資して直さなければいけない。そういう矛盾が発生して、悪循環に私はなっていくと思うのです。一番は、市民の皆さんに、さっき利便性、使っていただくことが一番市民にいいというのがマイナンバーカードの発行の原点ですよね。市民の目線に立って利便性を図るのだというのが市の方針だとすると、いかに使っていただくか。経済状況が悪くなって利用が減るけど、建物は古くなる、こういう自己矛盾に私は陥っていくのではないかというふうに考えるので、あえてこの質問をさせていただきます。

(総合政策課長) 負担能力のあるなしの判断も非常にちょっと難しいので、あくまでも原則どおり5年で見直しを行っていきます。

(竹田) でも、5年で見直しを行うに当たっても、利用実績とか使用実

績というのを加味するわけでしょう。それによって、いわゆるコストの割合が2倍以内は負担をふやさないとか、2倍から5倍は1.5倍にする、5倍以上は2倍にするという、この計算式のもとに出てくるわけではないですか。だから、そういうふうになると、やっぱり負担、利用者が減るということであるならば、面積の部分でいえば、いわゆるいろいろ計算式でやると、利用者が減るということはこういう格差が広がって5倍以上になる。ということは、一層使用料なりあるいは手数料の値上げにならざるを得なくなってくるのではないですか。そういうことを考えたときに、もっと市民の皆さんの目線に立って、市民の利便性を図るのだったらそういうことも加味しますというふうに本来やっていくべきなのが私は行政の役割だと思いますが、その点はどうか、ちょっと再度確認をします。

（総合政策課長）先ほど委員もおっしゃったように、8ページに載っております、こちら上限額の設定ということで、料金が大幅に上回る場合は市民生活に影響を及ぼしますので、2倍以内の場合は据え置きといったような措置を設けております。それと、施設を利用している人、していない人、そういった公平性も加味しまして、5年置きに改定のほうは行っていきます。

（総務部副部長）先ほどの竹田委員さんの指定管理者の社員とか職員に地方公務員法が及ぶのかという話ですけれども、これにつきましては地方公務員法は適用されません。また、個人情報取り扱いにつきましては、市と指定管理者が指定管理の協定を結ぶときに適切に取り扱うように規定されておりますので、それに基づいて適切に取り扱っております。以上です。

（竹田）ちょっと私そういう点からいうと、使用料等の適正化に関する基本方針の中で指定管理にした場合に守秘義務は当然守っていかなければいけない場合出てきますけれども、地方公務員としての立場というところ、全体の公僕としてしっかりと住民の利益にかなうようにするという点では非常に重い役割を皆さん担っていただいて、今頑張っているのですね。だけれども、指定管理者についてはそういう部分が適用さ

れないということになったりすると、そのサービスのいわゆる同じ提供がされない保証というのが出てくるのかなというふうにちょっと思っているのです。

というのは、今公民館は基本的には直営ですよ。直営でやっていて、社会教育法に基づいて今直営でやっています。その中でこういう事例があったのです。皆さんは、憲法9条を遵守すると。憲法を遵守した行政サービスを進めるということを誓約されております。ですから、憲法9条というのはちゃんと憲法にうたわれていて、市民が学ぶべき内容なのです。それで、憲法9条の会の人々が公民館に張らせてくださいとお願いしに行ったら、さいたま市の俳句事例にあるように、憲法は大事な部分だからということで、公民館では張らせてくださったのですけれども、本町コミセンでは政治的意図があるから張らせなかったのです。政治性があるから張らせていただけなかったのです。ちょっと交渉しまして、本町コミセンも公民館と同じような役割を担っているから張らせていただくということには結論としてはなかったのですけれども、その対応としたら、指定管理はさっき言ったとおり守秘義務は守ったとしても、地公法に基づいた対応をしないから、公務員の皆さんは憲法を遵守することを前提にいろいろ誓約して、私どももそうですけれども、そういう立場なのです。だけれども、指定管理になってしまったらまちまちだということは、同じ利用料金を払ったとしてもサービスの内容が違ってくるということが、この指定管理者導入の施設については出てくるというふうにちょっと懸念をしているものですから、あえてこのことを、使用料等の適正化に関する基本方針をつくった政策総務にお尋ねをしています。どうなのでしょう。

(資産管理課長)指定管理のことについてお答えをさせていただきます。今鴻巣市内では、公共施設各所は指定管理者制度を導入しております。今まで使用規定、こういうことをやってくださいということで、非常に縛った民間業者への委託ということで運営をしてまいりました。ところが、それでそれ以上の市民サービス、市民に対してサービスを向上させるという観点から、ある程度自由度を持って、すなわち民間の考え方、

活力、そういうものを導入できるよう指定管理というものを導入し始め、鴻巣市内の公園、公共施設、そういうものに対して今まで以上のサービスを提供しようという考え方に基づいて指定管理を導入しているというのが実情でございます。

（竹田）では、民間の活力を利用して今まで以上にサービスが上がるよということですが、私が今質問したのは、いわゆる憲法9条のポスターを張らせてくださいという話なのです。本町コミセンでは館長が断ってきたのです、最初に。鴻巣市内の公民館は直営でやっていて、公民館は張らせてくださったのだそうです。だけれども、本町コミセンは民間の思考が入ったために、張らせてくださらなかったのです。ということは、これはサービスの向上につながっているのですか。今まで以上にサービスがよくなっているのかということなのです。だから、さっきの言った憲法に基づいて、地公法と同じような精神のもとでやっていただくことが必要ではないのですかということをおし上げたいのですけれども、どうなのでしょう。

（資産管理課長）済みません。今そのポスターの掲示の件につきましてちょっと固有の事例ということですので、確認してお答えをさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（委員長）竹田委員、いいですか。ちょっと質問のあれが変わってきてしまっているから。

（何事か声あり）

（中野）この鴻巣市使用料等適正化に関する基本方針、この冊子の中でまずお聞きしたいのは、原価の計算方法に、当然使用料等については原価掛ける受益者負担割合というのが出ていますが、それで例えば1.5倍とか、あるいは最後に今までの倍にするとかあるのですが、肝心かなめの原価の計算方法の中で、なぜこのように3通りに分けたのか。つまり最初の場合は利用者が一定の時間内で施設の一部を占有する場合というのが①、②は年間を通じて施設の一部を占有する場合、市民農園の例が出ていますけれども、それからあと3番目は不特定多数の利用者が一定の時間内で施設を同時に利用する場合、これ例としてパークゴルフ場が出

ています。というふうに、今言った原価を計算するのに対して、この3つの方法を用いてきたという、まずその基本的な考え方について伺っておきたいのですが。

(総合政策課長)こちら3種類の計算の仕方ですが、ほとんどが①番目、面積で算出するものになりますが、市民農園に関しましては1区画当たりのものになりますので、2番目として設けてあります。それと、不特定多数の利用者が利用する、パークゴルフ場なんかは例になりますが、こちらでも年間の利用可能人数を用いて算出する。面積等で算出できませんので、3番目として年間利用可能人数ということで計算方法を変えております。

(中野)それはここから見れば読み取れるのですが、であるのならば逆に①、②、③の、例えば②については市民農園と、それから③がパークゴルフ場等とありますが、これ私なんかはちょっと思いつかないのです。どれとどれが③にいくのとか。それはどこを見ても、これないのです。そういう点からいうと、今言った①はどれが当たって、②はどういう施設、③はどういう施設という、現在ある施設の中でそれをきちっと分類をこのようにしたということを明記した一覧表というものが欲しいわけですが、この点について一応伺っておきたいと思います。

(総合政策課長)③については、ほかにもトレーニング施設とか、馬室のキャンプ場とかあるのですけれども、こちらについては12ページに、最後のほうで付記事項ということで、適正化に伴う見直しマニュアル、こちらに必要な具体的な事務手続を進めるために策定しますが、こちらのほうで詳細を掲載していきたいというふうに考えております。

(中野)次に、原価計算の方法の中でいずれも共通しているのは、まずは人件費プラス物件費とあります。そういう点でいうと、物件費の積算の中に、5ページにいろいろ書かれているわけでありまして。当然人件費については、これは毎年多少なりとも、これ上がっていくというふうに私は想定をしているわけでありまして、物件費について言って、これについて例えば保守点検だとか指定管理料、こんなものが入ってくると、こういうものが当然引き上がれば、当然料金にはね返ってくるとい

うことにつながるし、一方この①の中で、総面積というのをうたっています。こうなってきたとき、総面積ということになってくると、その中の貸し出し面積ということになると、例えばこれ施設改修して面積が大きくなったら、結局今言った原価計算の中で、総面積で割っているわけですから、そうするとこれ逆に言うと、コスト的には極端なことを言えば、施設の面積が大幅に広がってくると、そもそも分母に総面積入っているのだから、そうなってくると使用料として、利用料を含めてそういうものが下がるということだって考えられなくはない。そういうようなことを含めてやることがまずどうなのかということと。

それからもう一つは、この物件の中で減価償却費入っています。この減価償却費については、民間では一般的に定率方式並びに定額方式をとっているわけでありますが、例えば定率方式でとれば、当然最初はどおんと落として、7年で大体減価償却するというのが民間です。そうすると、定率でやると額がおっこってくると、当然これも使用料に、減価償却費が落ちてくるわけですから、定額の場合には当然毎年同じ金額で落としているわけですから、その辺の減価償却を入れることによって、やっぱりこれも使用料、手数料等について変動が起こるというふうに思うのです。

そこで伺いたいのは、当市の場合、減価償却について定率方式なのか、定額方式なのか、その償却期間何年として見ているのかについて伺っておきます。

(総合政策課長)総面積をまず変更した場合については、基本方針の10ページの定期的な見直し10番のところにございますが、なお書きのところです。施設改修等により提供面積に大幅な変更が生じた場合は、変更時に使用料の見直しを実施しますということになっておりますので、面積変わった場合については、その時点で計算のほうをして、金額のほうは変更を実施するという形になります。

(あと、減価償却の声あり)

(総合政策課長)減価償却については、今すぐちょっと回答できませんので、調べてまた後でご回答のほうをさせていただきます。

(中野) 今の課長の答弁からすると、当然私10ページも見ています。後で質問はしようと思っている部分は1カ所ここにあるのだけれども、なお書きのところを今言いましたよね。すると、私はこの料金改定というのは上がるほうだけを考えていたのですけれども、すると下がるということについても、今言ったように総面積や提供面積が、施設改修等により提供面積が大幅にふえるという場合、下がる場合でもやっぱりその都度やっていくと。上がるだけではなくて、下がる場所もその都度やっていくという理解でいいのかどうか。

(総合政策課長) こちらあくまでも適正化に関する基本方針ということになっておりますので、上がる場合だけでなく、下がる場合も適正化ということで変更のほうはしていきたいという考えでございます。

(中野) 次に、今10ページが出たので10ページになるのですが、原則として5年ごとに見直すと、5年ということについてはどのようなところから、平たく言えば根拠というのはどういうふうになっているか、伺っておきたいと思えます。

(総合政策課長) 5年の期間につきましては、3年の平均を出しているということと、あとは他市の事例を見ましても5年という設定が多くなっていることから、5年で鴻巣市の場合も設定のほうをしております。

(中野) では、最後になるのですが、先ほど加藤委員の質問に対してだったかな、審議会で議論されて、その上で適正化方針が出された中で、後日パブコメを行ったということではありますが、パブリックコメントについては、その実施の詳細について、例えば地域別に分けたのか、あるいは地区ごとに分けてパブコメをやったのかどうか。要はどれだけの市民の声を聞いたかということが私は重要だと思っているのです。そういう点で、パブコメがどの程度行われてきたのかについて伺っておきたいのですが。

(総合政策課長) パブコメにつきましては、基本方針についてのパブコメということで、広報やホームページ等で示した形に、通常のパブコメになります。

(中野) 通常のことになると、例えば形式上パブコメやりました

と、どこかの地区で1回だけということなのか、あるいは地区にきちつと分けて、細かくここに対して市民の声を聞いていくというふうにやったのか。今言った、課長は通常に倣ってということなのですが、その通常というのはどういうことなのか。

（総合政策課長）パブリックコメントにつきましては、本庁舎、それから支所におきまして、チラシ、広報で意見募集の様式を告知のほうを行っております。

（中野）鴻巣市でこれまでこのように、手数料だとか、使用料だとか利用料を、言葉は悪いですが、一斉に改定をするというのは今までなかったのでしょうか。今回は、これは少なくともここに書いてあるように、424件ですよ。手数料については35件、合計459件と書いてありますけれども、これだけのものを一斉に、やっぱり改定していくというようなことの中で、やっぱり市民の声というものをいかに拾い上げてくるかというようなことが、どうも今の答弁では、私のほうからは聞き取れないのですけれども、その辺どのように考えていますか。

特に手数料等については、これ人によっては年間、今言ったように1回ないし、あるいは全然使わないという方だっています。ところが、今言ったように使用料なり手数料というのは、これを使う人と使わない人というのは確かに出てくる。だけれども、特に一番大事なものは、公平な負担という観点といえはそのとおりだから、そういう点でやっぱり利用している人たちの団体に対してどういうふうにこれを理解を求めていくかという努力をこれまでしてきたのかどうか、これが大事だと思う。要するに今市民の中では受益者負担当たり前ではないか、使う人は使う、使わない人は全然使わない、そのとおりなのです。だから、逆に使う人たちに対してどのように理解を得るかということについては、個人並びに団体に対してどうやって市がそういうような理解を得るような行動をしてきたのか。今言ったように支所と、それから本所でパブリックコメントやりましたということだけで、この問題は済むという問題なのかどうか、そこを基本的にお聞きしたいのです。

（市長政策室副室長（齊藤））市民全体にというのは先ほど申し上げた

とおりに、広報等、またホームページ、また各支所に掲示板を設けたというところはありませんけれども、そのほかに前段として審議会の委員を募集をかけております、市民の皆さんに。その中で6名を公募で選んだところですが、その公募の委員の中には、半分をよく施設を利用する方、半分の方は余り利用されない方ということで、その中で審議会の中で、利用する方と利用しない方の中で意見を議論していただくというところで、この基本方針が成り立っているというところがございます。

（中野）この件について、では最後お聞きしたいのは、今までの経過は今お聞きしました。今後これが議会で議決されて、多くは来年の4月1日から、それから場合によっては時期ずれる分も幾つかありますけれども、という中でどうやって市民に徹底をさせていく、あるいは逆に言えば理解を得るということをするのか。これまでホームページだとかあるいは公民館、利用するところにチラシを置いてみるということをやってきたとおりにするのか、それとは違った形で、もう少し市民に徹底をしていくということの方法について、何か考えているのかどうか伺っておきたいと思います。

（総合政策課長）周知方法につきましては、広報やホームページ等は当然のことですけれども、今議会、9月の議会で承認いただければ、半年間ございますので、その半年間で各部署と調整しまして、市民の方には丁寧に説明を行っていききたいというふうな方策を考えていきたいと思っております。

（中野）最後、小さなことを聞くのですが、例えば吹上の生涯学習センターの中で、意図として自分がこの会議室を借りたいと思ったときに、満杯で、こっちならあいていますというふうに言われて、料金に差がある、使用料に差があるときに、当然本来こっちを希望しているのだけれども、あいていないからこっちになったと、ここあいていますよと、料金は違いますと。その場合には当然こちらの料金を徴収するというので、こちらの料金でやることはしないということになるのかと思うのだけれども、その辺について確認だけちょっとしておきます。

（総合政策課長）委員のおっしゃるとおりで、その借りる会議室の料金

になります。

（坂本（国）） 初歩的な質問で申しわけないのですがけれども、鴻巣市手数料徴収条例新旧対照表を中心にちょっと質問させていただけたらと思います。

まず、鴻巣市手数料徴収条例というものを鴻巣市のホームページで検索しようとしたところ、出てこなくて、条例がデータで載って出てくるものと出てこないものがあると思うのですが、これは今後、大もとがどうなのかを見たかったので、ちょっと検索してみたのですが、その辺どうなっているか教えてください。

（総務部参事兼総務課長）市のホームページ、トップページからの市例規集のところに入っていただいて、あと体系ごと、あとは五十音順に並べてございますので、そこに掲載されているはずかと思えますけれども、確認をしてみます。

（坂本（国））では、私の引き方が悪かったのかもしれないですが、載っていないものもあるのでしょうか。

（総務部参事兼総務課長）条例、規則については掲載をしております。改正等ございましたら、その後更新作業を委託業者にかけますので、更新されるのは少しお時間をいただきますが、基本的には載っております。

（坂本（国））次に、（10）一般公共用自転車駐車場認定というのが、これが削除されるということだと思うのですが、これはどういうことなのか、ちょっと教えてください。

（総合政策課長）一般公共用自転車駐車場認定申請手数料につきましては、租税特別措置法の平成13年の改正により、認定制度が廃止されております。その関係で削除しております。

（坂本（国））もともとのその認定というのはどういう内容だったのか教えてください。

（総合政策課長）内容については、ちょっと現在わからない形になっております。済みません。

（坂本（国））続きまして、現行で（22）の納税管理人とあって、これ

も削除されているのですが、納税管理人というのは何なのか教えてください。

（財務部参事兼税務課長）納税管理人でございますが、固定資産税の例でいきますと、通常所有者で、所有者が亡くなって、まだ登記をしていない場合は納税義務者として法定相続人が納税義務者になります。納税管理人については、例えば国外に転出した場合、市内に家族の方がいらっしゃる場合、その方が納税管理人として届け出をいただいて、その方に納税通知書を郵送するという事で、納税管理人として定めております。今回こちらの証明なのですが、現在3カ年にわたって証明を出したことはございません。

以上です。

（坂本（国））これは何でなくなったのでしょうか。上位法ですか。何でなくすのでしょうか。

（財務部参事兼税務課長）こちらの証明を発行した、ここ3年間で実績がありませんので、もし必要があれば、その他証明で対応はできるものと考えております。

以上です。

（坂本（国））現行の25番で、住民記録簿というのはどういうものなのか教えてください。

（委員長）住民記録簿、誰か説明できる人。

（何事か声あり）

（委員長）では、後でそこで聞いてください。

（坂本（国））この閲覧と、あと手数料が、いわゆる1件につき3,000円だったのが、1時間当たり3,400円、これはどのように閲覧するのでしょうか。住民記録簿の中身はちょっとわからないにしても、この閲覧というの厚い冊子、登記簿謄本の冊子みたいになっているのでしょうか。いわゆる法務局の登記簿謄本みたいになっているのでしょうか。それを教えてください。

（総合政策課長）こちらは冊子になっているものでして、これを業者の方が来て写していくような形になります。今まで1冊だったのが、時間

で今度行いまして、1時間当たり何冊やってもこちらの3,400円という形に改定をしております。

(坂本(国)) これは、値上げしたのでしょうか、値下げしたのでしょうか、どっち。

(総合政策課長) こちらは、場合によってだと思っておりますけれども、1冊当たり件数が少なければ、当然たくさんのもものが時間内にできますので、値下げという考え方になります。量が多いと時間を超えてしまいますので、そういった場合は値上げと。ケース・バイ・ケースになるかなと思います。

(坂本(国)) 最後に、現行の(30)番で、身分についての証明手数料と書いてあるのですが、身分についての証明というのがどういう内容かわかったら教えてください。ここだとわからないですか。お願いします。

(何事か声あり)

(総合政策課長) 済みません。詳細については今わかりません。

(財政課長) 先ほど中野委員のご質問で、減価償却の方法、定額か定率かというご質問があったと思います。ちょっとすぐにお答えできなくて申しわけありませんでした。確認しまして、定額で処理しております。年数に関しましては、建物などの構造物の鉄筋鉄骨とかの耐用年数に応じて減価償却を実施しております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論は……

(何事か声あり)

(坂本(晃)) 俺が質問して、答えが来ていないのだけれども。誰か出したかい。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時25分)



(開議 午前10時44分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(総合政策課長) 大変申しわけございませんでした。開発行為施行の同意手数料の中身ですが、こちらは業者の開発の申請が建築課のほうに上がりまして、そちらを審査して同意の許可を出すものでございます。こちら算定額が226円ということで、今までどおり200円の設定となります。

(坂本(晃)) 担当外になってしまうかもわからないから、よくわからないけれども、この87万円を超えるときはって、それは何が87万円を超えるときというのは。今の226円と言ったよね。手数料がそれだけなの。よくわからなかった。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時48分)



(開議 午前11時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど坂本晃委員のほうからの議案第54号、鴻巣市手数料徴収条例の一部改正の中で新旧対照表、これの現行の(38)開発行為変更承諾申請手数料云々についての質問がございました。それに対する答弁をお願いしたいと思います。

(建築住宅課長) それでは、変更のときの87万円の上限のところについてご説明します。

変更につきましては、変更内容について3つの項目がありまして、まず設計内容の変更。これにつきましては、例えば道路の位置が変わるとか、擁壁の高さが変わるとか、こういう設計の内容が変更した場合、この場合にはもともとの開発の手数料の10分の1ということになっております。2番目として、開発の面積が変わったとき。例えば今まで1ヘクタールだったものが、あと0.5ヘクタール追加をして開発面積を広げたいと

いう、こういう場合には、もともとの面積に応じた金額を足すということになっております。0.5ヘクタールふえたのであれば、その0.5ヘクタール分の開発手数料を加えるということになっております。それから3つ目として、その他の変更というのがありまして、これは例えば施工者がかわったというような場合には、このその他の変更ということになる。この3つを加えた金額が変更の申請手数料となります。もしこれが87万円、この3つを加えた金額が87万円を超えた場合には、87万円を上限とするということになりますので、例えば非常に大きく面積が変わったということ以外は、この上限に達するという事はほぼないというふうに思います。

(坂本(晃)) 時間かかって申しわけなかったのだけれども、私もこの開発行為変更許可申請手数料ってどういうものかわからなかったのので聞いたのですけれども、今のお話だと、先ほどちょっと答えの中に、武田課長のほうが226円とかと言ったので、これもちょっと俺も何でこういう数字なのかなと思うのだけれども、市の例えば手数料だとか、そういう中で226円なんて半端があるのかなと。

(216の声あり)

(坂本(晃)) 216円と言ったの。216と言ったの。226円と言ったよな。そういう半端な手数料を取っているのかなと思ったのだけれども、それもちょっとわからなかった。そこもちょっと説明してくれる。

(総合政策課長) こちらについては、開発行為施行の同意手数料ということで、今現在200円のところを算定しましたら226円になって、算定価格200円にそのままと、据え置きという形になります。先ほどの開発行為の変更申請手数料に関しましては、県が定めた基準を準用しておりますので、こちらについては適正化の対象外という形になっております。

(坂本(晃)) 手数料が87万円を超えるとか、そういうことは今まであったのですか。

(建築住宅課長) 済みません。ちょっと手元に資料がないので明確にはわかりませんが、ちょっと記憶の範囲では、そこまで大きな変更というのはいないです。通常は変更というのは、やはり面積がふえるというより

も設計の変更というのが大部分でして、後から申請の途中で面積がふえるということはほぼないということです。

（坂本（晃））いわゆる通常の開発行為でそういうことが起きるといえることですね。農地を例えば、では宅地にしようとかという話、そういう開発があるとかというときもこういう同じ手続なのですか。

（建築住宅課長）そのとおりです。開発、農地であっても、土地の区画、形質の変更というのが開発ですから、農地を宅地にするというのは土地の質の変更になりますので、開発行為に当たります。市街化調整区域であれば、もうそういった行為が行われれば、開発の許可が必要ですし、市街化区域であれば、その面積が500平米を超えれば開発の許可が必要ということになります。

（資産管理課長）先ほどの竹田委員の質問についてお答えをさせていただきます。

指定管理者制度は、議会の議決をもって指定管理者を指定しているというところがあります。利用につきましては、管理規則や指定管理者が市にかかわって行っておりますので、その中にないような疑義が生じた場合は、担当課と指定管理者が協議の上、決めるということになります。

一方、今回お話しいただいたポスター等の掲示につきましては、鴻巣市においては鴻巣市役所庁舎及び公共施設における掲示物の掲示基準というものを定めてございます。その中で、掲示物としましては、本市並びに本市の教育委員会並びに鴻巣市の関係機関が作成したもの、次に国、都道府県、近隣市が作成したもの、次に各課が所管する市内登録団体が作成したもの、鴻巣市、鴻巣市教育委員会が後援する団体のもの、あるいはその他としまして公益的な団体が発行した市民に有益な情報、そういうものが掲示可能ということになっております。その中で、これに該当するかどうか、恐らく判断がつかなかったということで時間を要したというように考えてございます。また、この判断につきましては、本町コミュニティセンター自治振興課並びに指定管理者が所管しておりますので、疑義が生じた場合はその2者においてきちっと協議をし、掲示するしないの判断をするということになります。

以上でございます。

(委員長) 竹田委員、よろしいですか。

(はいの声あり)

(委員長) それでは、ほかに質疑はない。よろしいですね。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

まず初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 手数料の問題ですけれども、市民の負担を強いる内容であり、かつ同じ住民票を得るにしても、いわゆるマイナンバーカードを使う場合と、また市役所に出向いてやる場合の手数料が違うという点では問題があるというところで反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。よろしいですか。

(なし)

(委員長) では、以上をもちまして討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手でお願いをいたします。

議案第54号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 鴻巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(総務部参事兼職員課長) それでは、ご審議をいただきます議案第55号 鴻巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本条例の一部改正は、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成

年被後見人または被保佐人であることを理由として不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が一括整備法として本年6月14日に公布され、同法により地方公務員法第16条第1号に規定されております成年被後見人と被保佐人が地方公務員としての欠格条項から削除される等の改正が行われ、本年12月14日に施行されます。具体的には、現行の地方公務員法第16条第1号では職員が成年被後見人または被保佐人に該当する場合、地方公務員としての資格を欠く、いわゆる欠格となることが規定されておりましたが、同法の改正によって成年被後見人または被保佐人はこの欠格条項から削除されることとなります。

本議案は、鴻巣市職員の給与に関する条例第15条、第15条の2、こちら期末手当関係になります。第16条、こちら勤勉手当関係になります。及び第18条、こちら休職者の給与関係になります。において規定しております地方公務員法第16条第1号等の規定を削除するなどの所要の改正を行うものとなっております。よろしくお願いご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(潮田) 今説明が少し細かくありましたのですけれども、法定後見人と任意の後見人では権限に大きな違いがあると思います。それであっても、法定後見人であっても、任意後見人であっても同じということでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) こちら成年後見制度というものは、大きく分けますと先ほど委員さんおっしゃったとおり、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。その中で、権限の大きな違いとなりますと、法定後見人の場合には本人にかわって契約を行う代理権、それから本人の行為に後見人が同意することによって法的効果が生まれるといった同意権、それから本人の行為を取り消すことができる取り消し権、この3つが付与されます。任意後見人については、本人にかわって契約を行う代

理権のみということですので、その2つについては権限でそういった差があるという認識でございます。

(潮田) ということは、法定後見人であっても任意後見人であっても同じ、今回のこの改正においては変わりなく同じであるということでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) はい、同じでございます。

(潮田) 先ほどの最初の説明で、成年被後見人、被保佐人とありましたけれども、被補助人についてはどうなのでしょう。

(総務部参事兼職員課長) 現行の地方公務員法第16条第1号の欠格条項につきましても、成年被後見人と被保佐人のみが規定されておりますので、判断能力が不十分な状態というふうに判断される被補助人については規定がございませんので、今回の法改正に基づく条例改正の対象とはなっておりません。

(潮田) 今まで本市の職員で若年性認知症であるとか、障がい等により成年被後見人となったために職員を失職した例はあるのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 今回議案を提出させていただくに当たって人事記録等を調べましたが、これまで本市において成年被後見人等となって失職した例は確認できません。ないと考えております。

(潮田) 今までこれが被後見人とか被保佐人になってしまうと欠格条項で失職してしまうから、本来であればそういった被後見人になる必要があったのに、それができなかったという場合も、しなかったというか、そういう例もあったのではないかと思います。そういうことはなかったのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 直接そのようなご相談等はお伺いをしたことはありませんが、判例等で、大阪だったかと思うのですが、後見人を置いたことによって失職した例というものがあつたように記憶をいたしております。鴻巣市においてはそういったことは、相談等もございません。

(潮田) 今後成年後見制度というものは、……ふさわしい能力があるかどうかについては、今回の条例改正によって、今後面接や試験で個別に判断することというふうになっているかと思えますけれども、それにつ

いて、今までにない制度が新たに面接とか試験とかで判断というふうになると、その判断とても難しいものだと思うのですが、本市においてはどのような決定機関でどのような手続をして判断をしていく考えなのか伺います。

（総務部参事兼職員課長）委員ご指摘のとおり、12月14日の施行以降職員採用を行う場合には、こちらの欠格条項が削除された形ですので、応募ができるような形になります。これまで職員の任用に当たりましては、地方公務員法第15条に基づきます成績主義を原則といたしまして、職員採用試験を実施することを積極的資格要件という形で、それから第16条に基づきます欠格条項を消極的資格要件、この2つをもって任用を行っておりました。その上で職員採用を行った上で、最終的には条件つき採用期間の6カ月の様子を見た上で本採用に至るとというのが地方公務員に任用するまでの流れになっております。

委員ご質問の採用試験に当たりましては、鴻巣市職員の任免に関する規則及び鴻巣市職員任用試験委員規程に基づく試験委員を任命、組織をいたしまして、任用基準の設定や競争試験を実施いたしております。この中で、基本的にはこれまでどおり成績主義をもって競争試験、それから面接等をもって判断をいたしていくという考え方でおります。

以上でございます。

（潮田）今の答弁ですと、これからの採用についてはということになるかと思えます。今後若年性認知症であるとか、さまざまな後天的な、事故等によって判断能力が少し少なくなってしまうと、そういう被後見人になってしまう、または被保佐人になるということも考えられると思うのですけれども、その場合の面接とかというのはどのような決定機関で行うのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）職員が勤務にたえられないような状態になったときには、鴻巣市分限懲戒等審査委員会で審議が行われた上で、適格性を欠くかどうかといったところの判断はなされるようになっております。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はございますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はございますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第55号 鴻巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(財務部参事兼税務課長) それでは、議案第56号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

これは、鴻巣市使用料等の適正化に関する基本方針にのっとり、受益者負担の原則に基づく適正なものに改定するため、本条例で規定している納税証明書の交付手数料の額を150円から200円に改めるものです。また、あわせて字句の整理をするものです。手数料の改定については、令和2年4月1日とするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

(加藤) 影響の度合いについてに係るわけですがけれども、最近の所得証明等の、あるいは納税証明等の取得の動向なのですかけれども、今情報連

携の中でなるべく、例えば福祉の部分、児童手当とか各種の申請をしなくてはならない場合に、申請者が証明などをその事業課に行って、税部門に行って取得しなくてはならないというのをなるべく減らしていくような傾向が出てきていると思います。そういう意味で、今回これを上げると、そういうふうになったとした場合に、影響というのは年々年々下がってくる、制度に基づいて下がっていくのではないかなと推察いたします。念のために確認したいのですけれども、この税証明取得の件数の最近の動向をまず確認させていただきたいというのが1点目。

2点目としまして、これに関して変更することによって、税務部門での変更コストというのがどのくらいかなとちょっと確認したいと思っています。多分レジだけぐらいであれば、職員の皆さんが、例えばSEとか呼んで、委託料払ってという形ではなくて、職員の皆さんでレジの設定の変更とかできてしまうものなのか、あるいはそういうものではないのか、ちょっと確認の意味で、以上2点教えていただきたいと思います。

(財務部参事兼税務課長) まず、1点目のご質問なのですが、情報連携という話が出ました。近年例えば地方税の関係でいいますと、住民が申請する際に課税証明書等の証明書が不要にということで、まず税務課で発行している所得証明の関係なのですが、所得証明書、あと課税証明書、あと所得課税証明書、非課税証明書がございます。このトータルの件数で直近の30年が2万1,933件、29年が2万3,659件、28年が2万4,553件ということで、毎年減少しております。29年と30年を比較すると、1,726件証明書の発行が少なくなっております。これは、7.3%減少しております。そういったことから、ますます情報連携が進んでいくと、そういった証明書も発行するのが少なくなってくるのかなというふうには考えております。

それとあと、2点目の変更コストということでございましたが、まずレジスターがあります。これは、証明手数料をお金をいただいて、実際レシートとか発行するのですが、まずレジスターは今証明書ごとにキーボードというかボタンに登録をしております。例えば納税証明書だったらこのボタン、所得課税証明だったらこれということで登録をされていて、

当然単価設定ということで金額も設定しております。レジスターについては、取り扱い説明書がありますので、こちらの変更については職員が十分対応できるものと考えておりますので、特段S Eが来て何かするという事はないものと思います。

以上です。

(潮田) 市税として課税する普通税の中には市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税もありますね、特別土地保有税、都市計画税とか国民健康保険税ありますけれども、それぞれの納税証明ってどのくらいずつ出ているのでしょうか。それをまず1点お聞きしたいと思います。

(税務課副参事) お答えします。

納税証明の内訳の件でございますけれども、まず個人市民税の納税証明が801件、法人市民税の納税証明が157件、軽自動車税の納税証明が48件、固定資産税の納税証明が205件、国民健康保険税の納税証明が42件、その他証明といたしまして、未納のない証明のほうは756件となっております、そのほかたばこ税ですとか特別土地保有税、都市計画税等については、証明を出してはおりません。

以上です。

(潮田) わかりました。現在市のほうでは、コンビニ交付で課税証明はとれるのだけれども、納税証明はとれない形になっております。他の自治体で見えますと、コンビニ交付で納税証明も出せるところがあるのですが、鴻巣市では納税証明がコンビニ交付にしていない理由は何かあるのでしょうか。

(税務課副参事) 納税者の方が納税をしましても、すぐには収納反映をしないものですから、通常収納反映には1週間前後の期間を要しております、納税してすぐにその納税額を反映した証明というのがとることができません。一方、窓口であれば、納税者の方がご自分の納付書の控えをお持ちになれば、そういったものを職員のほうで確認をしまして、その納付額を反映した納税証明のほうを窓口では発行できることから、鴻巣市においては納税証明のほうはコンビニ交付では発行してはおりません。

以上です。

（潮田）そういったことは、納税証明はコンビニ交付でできる市町村もちゃんと書いてあるのです。すぐに反映されるものではないので、2週間お待ちくださいとかと書いてあるのですけれども、システム変更することのほうがお金かかるのかもしれないのですけれども、後にやはり納税証明とかもコンビニ交付にしていくほうが人件費はかからないのかなというふうに思うのですが、今後もそういったことはとりあえずは考えていないということになるのでしょうか。

（税務課副参事）今のところ税務課のほうで出している証明の中で納税証明の割合というのも計算しますと3.9%、4%弱ということで、件数的にも現状としては余り多くないような状況ですので、今後コンビニのほうの交付が進みまして、納税証明のそういった需要等がやはり市民の方から多く寄せられるようであれば、こういったことも検討していく必要があるのかなというふうに感じております。

以上です。

（竹田）手数料の中の資料を見ますと、見直しの資料ですよ。その中の市税条例の18の4の納税証明書というので、算定額が469円になっていますよね。市民税納税証明の場合は算定額が469円になりますということで、その算定に至るまでの計算式が、使用料金で、かかる時間というのか、手数料の算定の7ページのところに手数料の算定方式があって、原価掛ける受益者負担の割合をふやすということで、原価の計算方法の中で、1分当たりの人件費掛ける標準処理時間、不足ことの物件費プラス年間処理件数ということになって、非常に。これ人件費はどうやって出すかという、これはここに書いてある正規職員と任用職員と臨時職員の平均のでやって、1分当たりの人件費掛ける処理だから、これはなぜ時間まで。標準処理時間、不足ことの物件費と、先ほど物件費もついたレジスターなどは手前でできるから大丈夫よとかと言って、年間処理件数も基本的には減っているけど、連携しながらやっているから、そういう点でいうと、人件費だってそんなにふえていないにもかかわらず、なぜこんなに上げるのかなというところがちょっと不明なのでお尋ねをし

ます。7ページの、まず計算式のこの根拠。1分当たりの人件費掛けることの標準処理時間。

(総合政策課長) 手数料のほうの原価の計算方法ですが、こちらは証明書1件発行するのに要する平均的な処理時間を各担当課から聞き取りしまして、その数値を用いております。こちらは、一般的には交付申請書を受け付けし、内容を確認、システム等から証明書を発行し、その後証明書交付までの一連の処理に要する平均時間ということで、1件当たりの原価を算出しております。

(竹田) それで、例えば1分当たりの人件費を、これはその人件費のそれぞれの、例えば組み合わせによって違って違いますよね。組み合わせによって。例えば今税務課の窓口で対応していただいた方って基本的には正規の人たちが多数ですよね。そうすると、正規の人たちの人件費掛けることの標準処理時間。でも、どこからその処理が始まるかと。受け付けした時点で処理が始まるのか、それともびびびとやってからの処理なのかというところの処理時間。どこまでが処理時間と標準処理時間としているのかということと、あと物件費というのは、さっきの多分レジスターもあると思うのですけれども、どういうものが含まれた物件費なのかということと、年間の処理件数というふうになったときに、処理数が減ると割高になるのですよね。そうすると、ますます値上げになるということになってしまうと、このやり方でいくと、件数が少なければ値上げになる法則がこの中には出てくるのではないかというふうにちょっと考えるものですから、どうなのかなというふうにちょっと思ったのです。

証明の発行件数が多いほうがいいのか、少ないほうがいいのかというのもあるのですけれども、そういうふうにしたときに市民のために、例えば連携しますよね。例えば市営住宅の所得の確認をするのに調査の中で連携しますといたら、市民の利便性にはなるけれども、逆にいえばほかの人にとれば値上げになるということになったりすると、そこでまた受益者負担の原則というけれども、不公平感出てくるのではないかということをするものものですから、なぜこういう計算式になるのかという、式

の考え方についてお尋ねをします。

（総合政策課長）こちらの算定式には、受け付けからの時間になっております。こちらに証明書の発行、施設の利用もそうなのですけれども、担当職員による役務が発生しておりますので、こちらの人件費を含めた原価計算方式というのは、現在埼玉県内で30年9月の段階ですけれども、40市中17市が策定済みとなっております。全ての自治体において人件費を算定に取り入れた原価計算方式のほうを採用しておりますので、鴻巣においても同じようにこちらの算式で行っております。

（竹田）それで、先ほど、これは処理件数と人件費まではわかりました。割ることの物件費、割ることの年間処理件数ということは、先ほど年間処理件数は減っていますと、発行件数は減っていますよというふうなご説明があったと思うのですけれども、そうすると本人のせいではないにもかかわらず、例えばほかのサービスを向上したために証明書の発行件数が減るということは、一層に手数料を値上げする方式になっていくのではないですかということをおはちょっと伺っているのですけれども、そういう受けとめだというふうに思いますが、それでいいのかどうか。

（総合政策課長）手数料の料金につきましては、適正化の基本方針の3ページにございますが、算定式をベースに近隣の状況等を踏まえて、料金のほうの設定をしております。また、8ページに上限額が、先ほども申し上げましたが、上限額の設定もしております。2倍以内の場合は据え置きというような形で上限額定めておりますので、この辺で原価までどんどん引き上がっていくということがないようにはしております。

（竹田）でも、基本的には上がるというか、一番私思っているのは、1分当たりの人件費の中で、その人件費の中身も違ってくると思うのです。先ほど税に関する部分というのは一番権力を行使する部分ですし、だから基本的には正規職員で賄うようにするとすると、人件費も上がるのですよね。ということなので、そういう点からいうと、私は人件費というのは税金でみんな賄うわけだから、市民のサービスをよくするために何とかしてほしいと思って行政サービスとして、私たちは行政サービスを受けるかわりに税金を払っているわけ。だから、そういう点からいうと、

同じところでまた人件費を充てていくということは、税金の、市民からすると二重払いになる側面もあるので、あえてここでそんな高くする必要はない。2倍というふうには言っていますけれども、今回は150円が200円になりますけれども、150円が今度は300円になっていく、ここも当然ここからは読み取れるわけでしょう。そんなので上げるような部分というのはすべきではないと考えますが、ここは意見の相違があるので、上げるための方策を出しているのですけれども、何で人件費をここで入れているのかというのは、これは全県の中でこういうやり方だからということなのでしょう。

(総合政策課長) 繰り返しになってしまいますが、こちら調べた限りでは、やはり原価計算方式の算定を行っている自治体だけでしたので、ほかの算定方法がないということもありまして、今回の算定式で実施のほうをしております。

(委員長) 竹田悦子委員にちょっと申し上げますが、今のご質問云々だと、鴻巣市の第54条の手数料条例のほうにもかなりかかってきてしまっているのです、今回これは市税条例の一部改正ですから、証明書とかその辺のご質疑とか、そういう質問のほうにちょっと方向を変えていただきたい。

(竹田) でも、参考資料でしょう。市税条例でしょう。手数料の書類って書いてあるよ、ちゃんと参考まで、資料には。済みません。この手数料の見直しによる影響額というのは、ここの部分でもらって……いました。済みません。では、終わります。

(委員長) ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 市民に負担を強いるものであり、今回の手数料のこれによって10万450円の年間影響額が出てきます。そういう点では市民負担を強いる内容ですので、反対いたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第56号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時45分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第90号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(潮田) それでは、11ページからいきたいと思います。11ページの10款1目個人住民税減収補填特例交付金のことでお伺いしたいと思います。これは、住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するものということでもありますけれども、この控除見込みの算定根拠、件数とかそれぞれの金額とかというのがどういうものなのかを教えてくださいたいと思います。

(財政課長) ご質問の適用者数、根拠の金額ですけれども、令和元年度、毎年5月末における数値のほうを県に報告させていただいております。その中で令和元年度対象の適用者数としますと人数が2,872人、金額にい

たしますと1億2,072万8,000円が対象経費となって、補正係数を掛けたものが今回の交付額になります。

以上です。

(潮田) そうすると、見込みだけれども、後にこれは変わる可能性もあるということですか。この金額で確定ということになるのでしょうか。

(財政課長) これが確定値になります。

(潮田) 同じくすぐ次のところ、自動車税減収補填特例交付金、これは市町村の自動車税の環境性能割の減収見込み額及び市町村道の延長及び面積に応じての案分というふうに聞いておりますけれども、その鴻巣市における台数等のやっぱり数字的根拠を教えてください。

(財政課長) こちらのほう台数の根拠は示されておらず、積算根拠といたしますと、当該年度、平成30年度の自動車取得税のベースを基準に想定されておらず、それに対して市町村道の延長と面積に応じて交付される。ですから、台数何台というものでは基準は示されておらず。

(潮田) 台数で示されていないけれども、これは確定、見込みですか。どちらになりますか。

(財政課長) 特例交付金に関しましては、全てにおいて確定という形で考えていただいて大丈夫だと思います。

(潮田) そうすると、すぐ次の軽自動車税減収補填特例交付金のほうも、これも台数とかは出ないということになるのでしょうか。

(財政課長) 軽自動車税に関しましては、埼玉県全体の減収見込み額、これが県のほうで推計したものに対して、計算根拠といたしますと、鴻巣市の保有台数割る県内の保有台数ということで、これは台数のほうが示されておらず、鴻巣市の台数といたしますと2万769台、県のほうの保有台数が99万3,828台という形で示されております。

(潮田) わかりました。

同じページの普通交付税のところですが、この普通交付税って基準財政需要額が税収入としての基準財政収入額を超える財源不足分を基礎として交付される。税収、今回1.5%増だったのでしょうか。それ以上に

基準財政需要額の増加というのは、特段これ補正で出てくるというのは根拠として示せるものは何かあるのでしょうか。

（財政課長）今回基準財政需要額、大幅な伸びがあったものについてご説明させていただきたいと思います。

まず、社会福祉費という項目がありまして、そちらのほうは約7,100万円財政需要額で算入されております。それと、合併特例債の償還額、こちらのほうは約6,400万円、高齢者保健福祉費という形で65歳以上のものに関しましてが約5,500万、臨時財政対策債の償還分として約4,700万円など、増加の要因となっているものです。

以上です。

（潮田）わかりました。ありがとうございます。

次の13ページで国庫支出金の中の総務費国庫補助金で個人番号カード利用環境整備費補助金、これの詳細、もう少し詳細をお願いできますでしょうか。

（情報システム課長）今回国のほうから国庫補助金という形で支出されます個人番号カード利用環境整備費補助金の細かい内容でございますが、今回3つの事務につきまして補助金が支給される対象となっております。1点目につきましては、広報活動に関する費用。今回マイキープラットフォームを利用しまして、マイナンバーカード等を利用して自治体ポイント、お金にかわるものなのですが、そういったものの取り扱いについての広報であったりとか、そういったポイントが使えるお店を募集する店舗募集の事務であったりするものが第2点目となります。それと、第3点目としまして、まずマイナンバーカードを持っていることが前提になるのですが、マイナンバーカードというのは法令で定められた事務以外は使用できません。福祉業務であったりとか、そういった業務につきましては情報連携で添付書類等の省略ができたりするようなカードなのですが、今回自治体ポイントという全然法律には基づかない事務につきまして使用する形になりますので、今回マイナンバーカードにマイキーIDというまた個別の番号を振る必要があります。そのマイキーIDを設定するには、個人の方だと自宅にインターネットにつながる

パソコンがあれば申請できるのですが、やはりカードリーダーが必要になってきますので、そういった部分につきましてなかなか個人で準備して申請するのは大変だろうということで、市役所のほうでそういった機材を準備しまして、マイキーのIDの登録のお手伝いをするという、そういった事務に対して支出される補助金になります。

以上です。

（潮田）後でもう少し歳出のほうで細かく聞こうと思っていたのですが、今回、今462万7,000円のうち、それが歳出のほうでどこに反映されるか、何ページのどこの部分でというのが、数字がぴったり合うものはなかったもので、どことどこがこれに当たるというのを教えていただけますか。

（総合政策課長）こちらに関しましては、19ページの中ほどに総合政策課のシティプロモーション推進事業、この中のめいぶつチョイス導入委託料の69万9,000円、こちらとその下の情報システム課のマイキープラットフォーム運用事業392万8,000円を足しまして462万7,000円という形になります。

（情報システム課長）先ほど国庫補助金の補助率について、ちょっと答弁漏れてしまいました。10分の10補助されます。

（潮田）わかりました。

15ページの21款雑入のところですか。雑入の市有物件災害共済会建物保険金で3月の人形団地でしたか、の火災ということだったのですけれども、これちょっとどういった、これ市営団地だったでしょう。ちょっと済みません。

（資産管理課長）ここの市有物件災害共済会保険金でございますが、人形第2団地、集合住宅の火災事故がございました。火災の事故につきましては、まちづくり常任委員会のほうでご審議いただいているのですが、概要につきましてはコンセントの不良、これに伴いまして内装が燃えてしまい、それに伴う修繕にかかった費用ということで今回共済会の保険を請求し、保険金の歳入があったということでございます。

以上でございます。

(潮田) わかりました。

同じく15ページの22の市債のところの消防債、災害支援体制整備事業債、これ市債で計上した経緯、今後この事業の財源をどのようにしていくのかを確認したいと思います。

(財政課長) まず、市債で計上した経緯ですけれども、こちら当初予算でも2校分設計委託を組ませていただきました。その2校分が既に市債として災害支援体制整備事業債、箕田小、赤見台第二小を想定して設計委託を組まさせていただきましたので、新たに追加するものを同様に同じ市債でやらせていただくという形をとらせていただきました。

今後この財源はどのようにするのかについてですけれども、まず担当課がこの事業に対してマンホールトイレで整備していくのか、今後それともかわりのもので整備していくのかということの方針が定まった段階で適切な財源を確保して整備を進めていきたいと思っています。

(潮田) 次に、17ページで臨時財政対策債、私はちょっと理解が弱いのかもしれないのですけれども、臨時財政対策債の国での地方交付税の原資不足を後から補填する性質のもので、経常収支比率にも影響してくるものかと思うのですけれども、今回この減額は本市の財政及び国の財政状況がどのような方向にあるというふうにとれるものなののでしょうか。

(財政課長) 臨時財政対策債についてですけれども、まず国の状況からご説明させていただきますと、地方財政計画において地方税の増収の影響などを受け、まず約7,000億円ほど発行総額が減少されました。一方、交付税においては国の税収が伸びたことなどにより、現金で配る地方交付税が2,000億円増加となっております。これら交付税と臨財債を合わせた実質的な交付税、全体では約5,000億円、2.8%減少となっております。このことから読み取ると、令和元年度につきましてですけれども、国は臨時財政対策債の依存から回復基調にあるのかなというふうには感じ取れます。

一方で、市のほうの状況なのですけれども、本市の実質的な交付税、臨財債と交付税合わせたものですけれども、それも合併算定替の縮減、9割、7割、5割、3割、1割、縮減の影響もあり、全体として昨年に対

して3.4%減少されております。仮に前年同額の縮減率であれば1.6%の減少だったということになります。このことから、本市におきましては令和2年度においても縮減率が0.3から0.1になりますことから、国の減少率よりうちのほうが、本市のほうが基準を下回るものになってくるのかなというのは想定できます。

(潮田) ということは、国の財政は、税収は増であるということ。だから、税収だけでははかれませんけれども、全体の景気はよくなっているというふうにとれるということによろしいでしょうか。

(財政課長) あくまでも今年度の状況だけでしかちょっと捉えられないものですから、ただ国の状況からすれば、よくなっているのかなというふうにはとれます。ただ、それが、うちは合併算定替を採用していますので、国の状況をそのまま市の状況にまでというのはなかなかとれないのかなというのは若干あると思いますが。

以上です。

(潮田) わかりました。

それでは、歳出のほう行きたいと思います。19ページ、公有財産管理事業、今回の測量委託は何か目的があつてのことなのか、また市内にはこうした代替地がどのくらいあるのか。測量委託は、補正とかの単発ではなく本予算で計画的に行うということではできないのか伺いたいと思います。

(資産管理課長) 今回の測量業務委託ということですが、旧南学童の跡地並びにひばり野の代替地、これについて敷地境界を画定するために行う測量の作業、かかる経費でございます。また、本市にある程度一団の土地として払い下げが可能な土地としましては、今現在すみれ野、北鴻巣駅の西口になります。すみれ野に代替地を保有しております。ここが払い下げ可能な土地というように考えてございます。

また、測量経費等を補正予算でお願いしているところですが、当初から計画的にというお話もございます。そういう中、当初現況有姿、ありのままでの売却を考えてございましたが、払い下げる者としての責任として境界のトラブルを避けるだとか、そういうものをきちっとした中で払

い下げを行うべきという判断がありまして、今回補正予算で上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

（潮田）今ひばり野のほかにすみれ野というのがありました。すみれ野のほかに、今市内ではこういった土地というのはないのでしょうか。

（資産管理課長）条件つき、あるいは課題を克服してというところは幾つかございます。例えば今使用していない第二庁舎、これにつきましては現状としましては倉庫、机とか椅子とか書棚、そういうものを保管しておりますが、このあたりも処分はありますけれども、今後活用も含めて十分に検討しなくてはならないというふうに考えております。主なものとしては、そういうところが大きな土地であるというふうに認識しております。

以上です。

（潮田）次、にぎわい創出交流拠点整備事業のところでお伺いしたいのですが、この建物、すぐそこにありますので、見えることは見えるのですけれども、この物件の価値をどのように生かそうと考えているのか。要は建物は私は古いと思うのです。築何年ぐらいのものだかもよくわからないのですけれども、築何年のものなのか。この物件の価値どのように生かそうと考えているのかということ。

基本計画策定業務委託料とはどういうところにどういったものを考えて委託をしようと考えているのか。これは、委託は入札でしょうか。もしも入札だとしたら、どういうところにポイントを置いてそういう業者を選定していく考えなのか。基本計画策定業務委託料で663万3,000円でしたっけ、結構な金額だと思います。ということは、この事業に今後どのぐらいの予算をかけていく考えなのか。

また、私が思うには、こういうのを委託ではなくて若手職員の英知を集約するという形と違ってできないのかなと思うのですが、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

（総合政策課長）まず、1点目ですが、この建物の価値をどのように生かしていくかということでございますが、こちらについてはまずは立地

条件、市役所、免許センター、陸上競技場、クレアこうのす、それから総合体育館と公共施設が集約しておりまして、多くの人が集まるエリアということで、そういった部分に着目しまして、地方創生に位置づけましてにぎわい創出交流拠点施設として整備を行っていききたいという考えでございます。建物については、銀行の支店であったため、改修が必要になると考えています。平成3年に新築という形ですので、30年近くたっておりますが、改修をして十分に活用できると考えております。

続いて、委託について、業務委託についてですが、問題、課題を整理した上でまず有効活用方針を設定し、その後改修基本計画の策定、また運営方針の検討なども行っていききたいと考えておりますので、業者については総合的なコンサルティングの業種を想定しております。また、入札の方式でございますが、指名型プロポーザル方式による業者選定を予定しております。どのぐらいの予算がかかってくるかということでございますが、業務委託の中で具体的な整備活用方法を検討いたしまして改修基本計画を策定いたしますので、事業費につきましては業務委託の中で概算の事業費を算出するような形になります。

最後に、若手職員の英知をとということでございますが、こちらについては本市と日本薬科大学、女子栄養大学の3者による地方創生に係る包括連携協定を9月4日に締結しておりまして、そういった中で大学や学生を中心に食や栄養、健康をテーマにした商品の開発、そして販売につなげていって、よりにぎわいのある施設にしていききたいと、そういうふうと考えております。

(潮田) 銀行が使っていたような建物だから、よっぽど頑丈にできているのではないかなというふうに思うのですけれども、頑丈にできているからこそやはり、でも27年ですよ。築27年、28年になってしまうのかな、ことしで。となると、やはりいろんな仕様とかも全然違うと思えますから、当然改築等も必要になってくると思います。そうすると、今この業務委託も含めて、建物の改築等も含めて改築にどのくらいお金がかかるのかなというのも確認をしたいと思えますけれども、大体どのくらいでこれを、この事業としていつぐらいまでにはこれが形になるという

ふうに考えているのでしょうか。

（総合政策課長）こちらのスケジュールに関しましては、この補正で基本計画を策定しまして、その後令和2年度には実施設計を完了し、同時に地方創生関係の交付金、こちらの申請、活用していきたいと考えておりますので、申請を行います。その後令和3年度に改修工事を行いまして、令和3年度、同年度中に、秋から冬にかけてになるかと思いますが、オープンをしたいというふうな予定でおります。

（潮田）ということは、地方創生のほうの補助金どのぐらい、何%ぐらい出るということを考えているのでしょうか。

（市長政策室副室長（齊藤））地方創生の交付金について、今年度はまだ拠点整備交付金と推進交付金の2種類がございまして、拠点整備については改修等に充てられるわけですけれども、制度上来年度がどうなっているかまだはっきり示されていないものですから、一応もし来年それが残っているようでしたら、その活用も含めて考えていきたいというところで、ちょっとまだ補助率だとか、そのあたりまだ明確ではない状況です。推進交付金につきましては、今度運営に係る交付金ですので、おおむね3年間程度推進交付金を入れていければいいのかなというふうに予定はしております。ただ、これはあくまでも予定でして、内閣府のほうで認められなければ当然活用できないものですから、それに沿った申請をしていきたいというふうに考えております。

（潮田）今おっしゃっていた推進交付金のほうの率はどのぐらいになるのでしょうか。

（市長政策室副室長（齊藤））2分の1を予定しております。

（潮田）わかりました。

続きまして、そのすぐ下のマイキープラットフォーム運用事業の件であります。このマイキープラットフォームについて、私も6月議会で一般質問いたしましたので、全国のいろいろなところの先進的な取り組みを幾つか見させていただきました。また、国のほうが目指すものというのもいろいろ見たのですけれども、自治体によって大きく違うようなのです。本市が目指す運用はどういうことなのか、もうちょっと詳しくお願

いしたいと思えます。

(情報システム課長)マイキープラットフォームの運用につきましては、各団体取り扱い方が随分違っております。そもそもマイキープラットフォームにつきましては、いろいろなカードのICチップに登載されています情報をマイナンバーカードに集約できるというIDの連携システムからスタートしたものでございます。その後自治体ポイントというポイント制の業務につきましては、全国的に広がりを見せているところでございます。本市におきましても自治体ポイントにつきましては、早い段階から参加をする方向で調整を行っております。近隣市の状況につきましては、鴻巣、桶川がかなり早い時期から参加を表明しておりますが、北本、上尾市につきましては当初自治体ポイントのほうには参加しないというふうな回答を受けております。9月に入りまして、北本さんと上尾市さんに自治体ポイントどうなりましたか、確認してみましたら、参加する方向で今調整しているという回答を得ました。この辺の近隣につきましては、自治体ポイントのほうに、取り扱いに参加する自治体が多い形になっております。

本市におきましても消費税引き上げに伴う消費活性化策としまして、令和2年度にマイキープラットフォームを利用して発行されます自治体ポイントに対しまして、国の負担でプレミアムポイントが付与されることから、本年度につきましては個人番号カードの利用環境整備費補助金を活用しまして、11月から令和2年3月まで、今年度いっぱい、マイナンバーカードの交付申請の支援とマイキーIDの設定支援を行っていきたいと考えております。マイキーIDの設定の支援につきましては、本庁舎のロビー、または吹上支所などでの支援を想定しております。11月からは本庁舎、支所以外に土日に公民館祭り等ございますので、土曜日、日曜日につきましては公民館出向いてみたり、かわさとフェスティバルのほうもちょっと会場一部お借りできましたので、そちらのほうでマイナンバーカードのPRとマイキーID設定の支援作業を行っていきたいと考えております。

以上です。

（潮田）自治体ポイントの部分は、自治体によってすごく差が出てくるのかなと思うのですけれども、今鴻巣市として考えている自治体ポイントに今示せるものがあればお願いいたします。

（情報システム課長）自治体ポイントにつきましては、当初国の仕様によりますと、クレジットカードなどで事前に鴻巣市のポイントを買っていただきます。クレジットカードで1万円分鴻巣市の自治体ポイントを購入しますと、その購入した金額に対しまして国のほうからプレミアムポイント分が加算されたものが個人の鴻巣市の自治体ポイントとして使えるものとなります。この自治体ポイントと購入の仕方、あとプレミアムポイントの率につきましては、まだ国のほうで決定されていないので、新聞報道では25%とかって出ていましたけれども、まだ決定ではないという形で総務省のほうから連絡来ておりますので、補助率につきましてはまだ未定という形になっております。

先ほど鴻巣の自治体ポイントとお話しさせてもらったのですが、こちらにつきましても総務省のほうで見直しをしまして、全国共通のポイントにする方向で今調整を行っているそうです。こちらにつきましてもまだ正式な決定がされていませんので、今までの予定ですと鴻巣ポイントを買って鴻巣市内でそのポイントが使えて買い物とかサービスが受けられるというサービスだったのですが、例えば熊谷市で自治体ポイントで買い物したいよといった場合には、今までだと熊谷市のポイントを別に入れて、自分のマイナンバーカードにその買った金額をチャージすることが必要だったのですが、今後は全国共通のポイントになりそうなので、そういった手間もなくなるのかなと思っております。まだ正式な発表されていませんので、その辺がわかり次第また広報等でご案内したいと思っております。

以上です。

（潮田）この自治体ポイントは、今ここ政策総務ですけれども、実際には市内のいろいろな、ここで今観光課か、商工としっかり連携をしなかったら意味のないものになるかな、ほかの市町村にあるお店においしいものを吸われてしまうかなみたいなものがあると思うので、ここでやっぱ

り自治体の、制度としては国として統一だとしても、いかに鴻巣市にメリットがあるようにするかというのは事前の準備がすごく必要だと思うのですけれども、そういった打ち合わせはいつぐらいから始める考えなのでしょうか。

(情報システム課長)自治体ポイントが使える店舗募集につきましては、今まで商工のほうと事前に話のほうはさせていただきまして、商工会を通しまして店舗の募集をしましょうというところまで、下話なのですが、済んでおります。しかしながら、国のほうから7月31日付の通知で店舗の募集についてはちょっと待ってくれと、もう一回見直しますという通知が来ていますので、店舗の募集につきましては商工と連携して、商工会にお願いしてというところまでは何となく見えているのですが、実際にいつからチラシをつくってお店を募集したりとか、お店の方にお金の決済の流れ、その辺がちょっと見直しされそうなので、ちょっとまだ個々のお店のほうにまでは通知させていただいて、募集をかけている段階ではございません。国のほうから正式なルール決まり次第、店舗募集のほうはしていきたいと思っております。

以上です。

(加藤)個人住民税のところのこの制度のちょっと確認です。そもそもというか、住宅取得の減税として国税で控除し切れないものを住民税のほうからも引いて本人に、申告者に還元する、基本的な形はそういうことでまずよろしいかの確認をさせてください。

(税務課副参事)今質問があったとおりで結構かと思えます。

(加藤)それでは、国税、所得税で控除し切れなかったものが住民税の中でまたそこからその分を引いていく。そのときに住民税でどこまで引くかの、ここも確認なのですけれども、均等割までも含めてやるのか、どこまで引けるのか、控除できるのかの確認をしたいと思います。

(税務課副参事)こちらは、個人住民税のほうから控除できる金額については、消費税が8%で取得した場合については一応こちらが上限が決められておりますので、こちらのほうの上限が13万6,500円ということで、こちらは所得税の所得割のほうからの控除になります。

(加藤) それでは、それに関連して、市役所にいわゆる市民の方が所得課税証明をとりに来るときに、今の制度の活用があった方については表記上どういった形になるのか。つまり国税も控除されました、住民税のほうも控除されて、その控除された額で課税証明が出るのか、あるいはその控除前で課税証明が出るのか、その辺どんなふうな形になっているのか教えていただきたいと思います。

(税務課副参事) 課税証明のほうには市県民税のほうの控除額が記載されますので、住民税のほうでの住宅取得控除額のほうが記載されます。以上です。

(加藤) 今おっしゃっていただいたことでいうと、本来というか、本来の課税額及び控除された金額も示されて、状況がわかるということによるのでしょうか。

(税務課副参事) 本来の額ではなくて、あくまでも住民税のほうで控除される金額です。

(加藤) 了解です。

それでは、ちょっとページ変わりました、歳出になりますが、19ページのところに行きたいと思います。ここについては、めいぶつチョイスの導入という事例の中で、近隣で既に実施しているところがあったら、そこはどんな成果なのか、ちょっと成果があるのかお聞かせいただきたいと思います。

(総合政策課長)こちらめいぶつチョイスを実施している自治体ですが、埼玉県内では実施の自治体はございません。全国でも大体60団体と今現在では少ない状況でして、成果などの情報は調査しておりませんが、国の消費活性化策によりまして地域の活性化、自治体のPRにつながっていくと考えています。

(加藤) 県内では事例がないということで、実施するとすると県内初という形になるのかなというのが今わかりました。

それでは、めいぶつチョイス、ここで登録することとしたらどんなものを登録できるかなと、登録しようかなと思っているのか、もし考えがあればちょっと参考にお伺いしたいと思います。

(総合政策課長) めいぶつチョイスでの商品につきましては、現在のところ5から7の事業者を考えておりました、ふるさと納税のほうでも人気がございますみたけ食品のもち麦、それから広田屋、マル武の人形、シードのコンタクトレンズケア用品セット、パンジーハウスの花などを現在のところは考えております。

(加藤) わかりました。了解いたしました。

では、ちょっと次の項目で、資料でいう同じ19ページのにぎわい創出交流拠点、こちらについては先ほど潮田委員のほうからもご質問があつて答弁いただいておりますが、そもそもこのエリア、このエリアというか、この物件として本市としてはどんなポテンシャル、あの位置も含めて全体としてどんなポテンシャルを感じているのか、ちょっとその部分聞いてみたいなと思いますので、お伺いいたします。

(総合政策課長) 先ほどもちょっと申し上げましたが、繰り返しになりますが、さいしんのローンセンターの立地条件、市役所の入り口にごさいます、免許センターや市役所、陸上競技場、クレアこうのす、総合体育館など公共施設が集約しておりました、多くの方が訪れると、そういったことに着目をしまして、本市のにぎわい創出交流拠点施設として本市のまちづくりに有効な施設であると考え、取得をするものです。

(加藤) 了解しました。

あそこの建物のところ、駐車場は限られたスペースだと、現状ではスペースだと思いますので、ポテンシャルを生かしたアイデアの中では市役所の駐車場などの活用もあり得ると思いますし、また出入り口のところというところ、どうしても市役所の駐車場にとめて、裏側というか、ちょっと奥まで回っていくような形になるので、そういったところも含めて、いろいろと入り口なども含めてご検討とか、そんなことも考えているのか。現状の中で言えることで結構ですので、お答えいただきたいと思えます。

(総合政策課長) 委員のおっしゃるとおり、入り口も狭く、また駐車場も狭いので、駐車場、車をとめる場合は市役所のほうにとめていただく。また、当然歩いていきますので、歩道から市役所の通路、市役所内の歩

道から入れるようなことも設計の委託の中で考えていきたいというふう
に思っています。

（坂本（晃））1つだけ。歳入15ページの雑入のところで埼玉県都市競
艇組合からの特別補助金という形で、今回これはバスにラッピングした
そのもとだよね。

（何事か声あり）

（坂本（晃））違うの、これは。違うのですか。

（何事か声あり）

（坂本（晃））前はわかります。今回また違うの。どういう意味で来
ているのか。

（内容は一緒ですの声あり）

（坂本（晃））都市競艇組合の特別補助金というのは、都市競艇組合か
ら特別に100万円もらったと。それを活用して、もう100万円足してバス
にラッピングしたという、そうではなかったっけ。このもとではないの。
違う。

（市長政策室副室長（齊藤））交付金の内容はそれなのですけれども、
今回補正させていただいているのは別の活用の部分になります。

（坂本（晃））ということは、別の補助金なの、これ。特別補助金が2
つ来たということ。

（市長政策室副室長（齊藤））これ2回目になりまして、今回新しいも
のに活用します。

（坂本（晃））私は、最初のバスにラッピングしたときのそのことかな
と思ったのだけれども、特別補助金何回もこれ来る。それはどういう、
俺はおかしいと思うのだ。だって、それだけ余裕ができたのならば、次
の例えば5,000万もらうときにプラスして出せばいい。個別にそんなこと
出す必要はないのだけれども、なぜこういうことやっているのか不思議
に思わない。そこら辺のことは聞いているかい。

（市長政策室副室長（齊藤））バスのとくと年度が違いますので、これ
2回目というのは令和元年度、前のは30年度ということで、1年間で2
回ではございません。

(坂本(晃)) 普通そういう都市競艇組合も毎年1回は補助金というか、そういう交付金で来るよね。そういうところに含まれるものではないのだ、これは。普通だったらば、それに一緒に抱き合わせて出せばこんな特別にやらなくたっていいのだ。違うの、これは。

(財政課長) 委員さんのおっしゃる、競艇事業収入として5,000万いただいている中に本来入るべきではないかというご質問だと思うのですが、本来5,000万が定額(P.70「定額を削除させていただければと思います」と発言訂正)でありまして、今回新たに特別にボートレースに関する情報発信をこの100万円を使ってお願いしたいという組合のほうの強い意向で昨年、ことし2回目という形で交付されているもので、例年の交付基準とは全く別のもので行われているようです。

(坂本(晃)) 出していることの考え方はわかりましたけれども、ということには要するにこの100万円は都市競艇組合の事業を宣伝してくれというためのものだよね。それが前回のバスに結びつくと。その同じことで100万円出たのでしょ。出す考え方は、前回の100万円も今回も同じだよ。そのラッピングバス、鴻巣はそれバスにラッピングしたけれども、それが都市競艇組合の宣伝のどこに結びついている。

(市長政策室副室長(齊藤)) バスよく見ていただくとマークが入っていますので、一応宣伝ということでマークが入っておりますので、よろしくをお願いします。

(坂本(晃)) 私は、直接そのバス見たことないから、広報に多分写真は載っていた。細かくてわからなかったけれども、それだったらいいかもしれない。趣旨に合っている。でも、今回もそういう意味で100万円出たということになると、その100万円をどういうふうにするのだ。

(市長政策室副室長(齊藤)) 合併65周年記念事業の中でこの後筋肉の宴というイベント等ありますけれども、そういうところにポスターだとか、そういうところにまたちょっとマークを入れまして宣伝をしていくというような形を予定しております。

(坂本(晃)) ということは、まだ歳出のほうには載ってきていないの。

(市長政策室副室長(齊藤)) 18ページ、19ページをごらんいただいて、

8目の企画費の財源構成の中で埼玉県都市競艇組合特別補助金という形で100万円をここに載せさせていただいているところです。

(坂本(晃)) 私も都市競艇組合もうかっていて、そういうふうに出せるのはいいことだと思って、それはいいのだけれども、今回は、前回例えば100万円補助金いただいたと。でも、今度100万円足して、市の税金をそこに充てたわけだよね。200万かかったと言ったのですけれども、そうではなかったかい。

(市長政策室副室長(齊藤)) 200万とかは言っていないのですけれども、何に活用できるかというところ、市のPRと、かつ都市競艇組合のPRというところを考えたときに、前は年度末に来たものですから、急遽いろいろ考えまして、ラッピングバスという手法を選んだところですが、今回につきましては既存にある予算の中でこの100万円というところを充当させていただいているところです。

(坂本(晃)) しつこいようだけれども、やっぱり最初に100万円いただいて、それでそれを使うために市の税金もそもそも宣伝になるからということで100万円近く出した。そういうことは自分たちの本来の、自分たちが考える事業ではなかったかもわからないです。そのことがあったがためにこの100万円が出てしまうのだ、また。自分たちが自主的に考えたものではなかったわけだ、そのスタートが。最初のその補助金の100万円が来なければ、最初のラッピングバスのことは考えなかったわけだ。そういうことは、やはり財源を使うのに実際自分たちが鴻巣の宣伝はこういうふうに行っていくのだともともとあったものにそれを足していくのならまだいい。そうではないのだ。今回は都市競艇組合の宣伝のために使ってくださいともらったものを都市競艇組合の名前入れてバスに絵を描いたと。それに鴻巣が乗ったという感じなのだ。それではちょっと違うのではないかと。私は、それは逆に鴻巣がこういうふうにするのだという事業にその100万円を入れて、それで活用していくというのが本来のやり方ではないかなと思ったけれども、その考え方どうだか。今後そういうふうになれるかどうか。

(市長政策室副室長(齊藤)) 先ほども申し上げたとおり、特別補助金、

前回の場合は急遽年度末に来たものですから、その趣旨に合うものと考えたときに、鴻巣今シティプロモーション推進事業ということで、広告を例えば電車に掲げてふるさと納税だとか結婚新生活だとかいろいろPRしています。それは、事業の目的はもちろんそうなのですが、鴻巣市という地名をPRするために多くの広告費をかけてやっているわけですが、その一環としてバスについては委員おっしゃるとおり、結果的にはそういうふうになってしまいましたけれども、年度末に来た交付金ですぐにというところもあって、シティプロモーションの中でどういうふうに鴻巣市をPRしたらいいかというところで、まずバスのラッピングというところを考えついたところなんです。本来の趣旨であれば、おっしゃるとおりに既存の事業の中でうまく合致したものがあればいいのかなというふうには考えておりますけれども、それにつきましては今後検討、次来るかどうかちょっとわからないのですが、今後検討していきたいと思っています。

(竹田) では、まず歳入のほうの11ページで、財政の普通交付税の追加がありました。先ほどふえた要因とか内訳を教えてくださいましたが、そもそものこの普通交付税の算入に当たっての基準財政需要額と収入額、その差などが入ってくると思うのですが、その中での合併特例債分の金額というのはどのくらいなのかというのを教えてください。

(財政課長) それでは、合併特例債の令和元年度に入ってきた算入額ということで説明させていただきます。ちょっとこれ金額大きいので、棒読みでいかせていただきたいと思います。16億6,802万5,000円という形で算入されております。

(竹田) あと、基準財政需要額と収入。

(財政課長) 失礼しました。基準財政需要額ですが、こちらも棒読みでいかせていただきたいと思います。193億4,301万円という形になります。基準財政収入額です。収入額のほう棒読みでいきます。133億474万4,000円。

(竹田) 基準財政需要額と収入額と、その差分含めて入ってくると思うのですが、合併特例債のいわゆる鴻巣市の償還額が一番ふえてく

るのが平成30年度から34年度くらいだということで、これは国からの合併特例債の中の7割分が入ってくるということですが、そういうふうにしてくと、約62億2,123万1,000円のうち合併特例債分として約17億円があるということになると、残った分というのは基本的には一般財源化しながら経常的な部分に当たっていくと思うのですけれども、その部分での全体とすれば、合併特例債の償還分の7割補填がふえてくるということは、ほかの部分での影響額というのは出るというふうにちょっと私は考えるのですが、その点はいかがなのでしょうか。

（財政課長）今回基準財政需要額が昨年に対して2億9,832万9,000円ほど増加になっております。その中で合併特例債として増加したのが6,474万1,000円ということになりますので、需要額とするとほかのもので差額の2億3,000万円程度が増加の要因があったものと考えております。

（竹田）続いて、歳出のほうで19ページです。先ほどから言っているにぎわい創出交流拠点整備事業で、さいしんの市役所前の支店のところを土地と建物を購入するということでしたが、一番ちょっと疑問なのは、第6次総合振興計画の中にこの部分というのは位置づけられていないですよね。だから、第6次総合振興計画との関連、あるいは公共施設等総合管理計画の中で古くというか、維持していくのには古くなってきたものについても検討しながらやるというふうなことでは、かなり28年もたつような施設を買って、かつ用途を変更するわけですから、その改修費用なども当然かかってくるわけで、そういう点からいうと第6次総合振興計画との関係でどうなのかということと、公共施設等総合管理計画との関係で見直しの時期に入っているにもかかわらず新たなものを取得する点で、その考え方の総合性についてお尋ねをしておきます。

（資産管理課長）資産管理課より総合管理計画との整合についてご説明させていただきます。

公共施設等総合管理計画につきましては、平成29年3月本市において策定しました。この中ではやはり老朽化する建物の修繕並びに更新費が相当な金額になるという中、いわゆる箱物、ここでは、計画書の中では

204.3億円不足する。これを単純に面積に換算すると14.7%削減しなくてはならないという目標を全体として掲げております。あくまでも総量として削減をすると。個別計画については、今年度あるいは来年度策定をするところがございますが、新規に新たな建物をふやすとか、そういうものは全くしないということではなくて、総量では削減するという位置づけでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

(第6次総合振興計画の声あり)

(総合政策課長) 総振との関係ですが、こちらはさいしんのほうから売却したいというのは今年度に入り話があったのですけれども、急遽活用方針について庁内で検討して購入するとしましたが、総振につきましては総振の中の健康づくりの推進とか商工業の振興、観光の振興、それからコミュニティ活動の推進、この辺と関連づけて事業のほうは実施していくという形で考えております。

(竹田) では、今一番計画の大もとは第6次総合振興計画ですから、それに基づいて進めるという点では商工とかコミュニティとか観光とかでそういうにぎわいを創出することは当然大事だと思うのですけれども、では今ある施設、例えば観光会館、ひなの里なんかも一生懸命頑張っているけれども、なかなか思うようにということ。あと、商工との関係でいえば、私非常に印象深いのは中山道は本当に通行人が少ない。ましてや一番端的なのは、駅前再開発ビルはできたけれども、テナント募集が4店舗もあるのです。かつ2階のフロアは何にもまだ決まっていないという状況の中で、いわゆる商工とか観光、一番でも人が集まるところは日常的には駅前ですよね。陸上競技場で何かがあったら、時々そこに来た人たちがコンビニに来たりとかいろいろ公園で楽しんでいられると。そういう点でいうと、駅前がにぎやかにならないのに、なぜほかにそのにぎわいを創出できるのか。その見通しをどのように皆さん考えているのかちょっとお伺いしておきます。

(市長政策室副室長(齊藤)) 先ほど来申し上げておおり、立地の利便性といいますか、立地を考えてそういう公共施設が集まっているところ、また公園とかもありますので、健康とか栄養とか食とか、そうい

うところをテーマに考えているというところも含めまして、例えばですけれども、カフェだとか、そういうものを活用しながら地域の地場、地産地消だとか特産品を活用するとか、そういうところも含めて、今後大学等の学生とかも含めまして検討していきたいというふうに考えております。

（竹田）わかりました。にぎわいを創出するということはとても大事だと思うのだけれども、その思いであるということと現実をどう見るかというところのギャップを私は非常によく見ておく必要があるのかなと思います。というのは、駅前に防災も兼ねたいいわゆる広場、あそこに1,823平米の公園つくるではないですか。同じような部分がまたこちらにもついたりとかしているということは、私は非常に今回の部分でいうと、たまたまさいしんから買ってくださいということの話があったみたいなのですけれども、ほかの駅前にも公園つくって、だけれどもテナント、カフェをやりたいというふうにここで思っていらっしゃるということも含めて全体にどうするかというのは今後検討されると思う。駅前にも同じように条件のあるところいっぱいあります。だけれども、テナント募集というのが4店舗もある中でここまでどうやって引き込むかというところは、もう少し私は、消費税増税をして公共料金も値上げして、市民の懐考えたときにどうやってにぎわうのか。では、誰が、そのにぎわいを持てる財力のある人がどこにおられるということをちょっともう少し具体的にお聞かせいただきたいと思います。懐が豊かな人で来る人、にぎわいを持ってくる人、どこから来るのか。

（市長政策室副室長（齊藤））まだその具体的な例えば何を、例えばカフェだとしたらどこの店舗が来るとか、そういうところまで具体的な話にはなっていないわけですがけれども、先ほど来申し上げた栄養大学、薬科大学、そちらの方々非常に積極的な部分ありまして、知恵も工夫もたくさんありますので、鴻巣市と3者で包括的連携した中で、話し合いをする中では非常に私どもも含めて3者とも積極的に活用できるものだというふうに信じて話をしておりますので、その中で今後に期待していただきたいというふうに思っております。

(竹田) 同じように今度中央公民館エリアにもカフェつくったりとかするのだよね。中央公民館エリアのあそこのところにもやるというのを想定しながらやっているわけで、そこら中に今度はカフェができてくるなというふうにはちょっと思うものですから、これは将来の話ですので、余り突っ込んで空論になってしまうので、やめて、続いて公共施設等総合管理計画の中では、今の全体の施設の中の20%くらいは削減するという方向ですよ。総量がふえるとほかに影響を及ぼすわけですよ。

(何事か声あり)

(竹田) そうそう、総量規定だから。全体の中でやはり施設が一定程度買ったものを買うということは、しかも改修費がかかるというふうになるわけでしょう。銀行対応のものになっているわけだから、カウンターがあって、大きな耐火金庫があったりとか、そういう建物をにぎわいが創出できるような施設にするわけですから、そういう点からいうと今後非常にお金がかかっていく建物になると思うのです。そうすると、その総量との関係でどうなのかなという点では、今の段階では公共施設等総合管理計画の中で先ほど第二庁舎の話が出ました。今回南放課後児童クラブの建物も検討されているということですが、直近ではほかに何が考えられるのか、これとの関係でどうなのかというのをお聞きしておきます。

(資産管理課長) ただいまの質問についてお答えいたします。

直近で払い下げが可能という物件につきましては、先ほどもお答えしたかと思いますが、北鴻巣駅西口、すみれ野に公共用の代替地がございます。このあたりが特に大きな、ハードルなく払い下げが可能というふうな場所ということで捉えております。また、第二庁舎というお話がございました。第二庁舎につきましては、先ほども申し上げたとおり、ただいま机だとか椅子だとか書棚とか、そういうものを置いている倉庫のような形での使用になっておりますが、立地性も非常にいいということで何か活用できないか、あるいはその活用を断念し、処分という道に進むのか、このあたりにつきましては今後十分に検討していかなくてはならない課題というふうに捉まえております。

以上でございます。

（竹田）続いて、同じページの情報システムの関係で、マイキープラットフォーム運用事業としてマイナンバーカードの活用や消費税増税との関係でいろいろ工夫をされていると思うのですが、臨時職員の賃金ということで223万7,000円計上されていますが、具体的にはこれは何をやっていただくための臨時職員なのでしょうか。

（情報システム課長）この臨時職員につきましては、マイキーIDの設定の補助をしていただく予定です。具体的な作業としましては、基本的にはマイナンバーカードを持たれている方にマイナンバーカードを持ってきてもらって、それを市役所のほうで準備したパソコンとカードリーダーのほうで読み込みをしまして、マイキーIDというのを設定してもらいます。これが8桁の数字と英数でつくってもらうのですけれども、それに対するパスワードも設定してもらって作業は完了となります。ですから、マイキーIDをあらかじめ考えてきていただいて、パスワードのほうもあらかじめ考えてきていただいてその支援の窓口に来ていただくと、大体10分ぐらいで終わる作業になります。何も考えずにマイキーIDをその受付窓口で何にしようかな、どうしようかなって考えていると1人大体30分ぐらいかかるのかなというふうに予定しております。あと、マイナンバーカードの普及率もまだ鴻巣は低いので、マイナンバーカードの普及についてのPRもあわせて行っていく予定です。そういった業務につきまして、臨時職員さんをお願いしていく予定となっております。

以上です。

（竹田）済みません。今8桁の番号を登録していただく、マイナンバーカードが12桁ですよ。12桁の番号を私たちは今いただいております。私は、カード持っていないので、ふだん何という番号かもよく覚えていないのですけれども、今そこら中でいわゆるIDカードの番号とかパスワードは何ですかとか、いろんところで求められますよね。だから、そういう点からいうと、そういう対応できる人はいいです。何桁の番号もちゃんと覚えていて、またIDカードのこの8桁の番号を覚えると。

そのほかに銀行の番号もあつたりとかいろいろすると、本当に活用できる年齢の人とか、そういう点ではやっぱりこの部分そのものは一定程度の自己管理ができて、こういうIT関連のものになれる人はいいけれども、なれない人は結局置いてきぼりになるような状況があるのかなとちょっと私懸念するのですが、それは考え過ぎですか。どうでしょうか。

(情報システム課長) 確かに電子な世界になってきますと、IDであつたりとかパスワードであつたりとか必要になってくる時代になってきていると思います。パスワードにつきましては、いろんなカード、電子で使う場合に同じパスワードを使うというのは非常に危険なことなので、できれば一つ一つの手続ごとにパスワードが今後定められるのが一番いいのですが、パスワードをメモして手帳か何かに書いていただくのは一向に構わないのですが、カードとセットで書いたメモをなくしてしまいますと、マイナンバーカードの場合ですと、通常カードのICチップの中にはマイナンバーカードに記載されている名前とか住所とか性別とかの情報しか入っていません。税の情報であつたりとか年金の情報とか入っていませんので、また顔写真つきですから、成り済ましで悪用するということは考えづらいのですが、仮にパスワードがばれてしまうと、コンビニの交付でマイナンバーカード使えるのですが、そこで正しいパスワードを入れられてしまうと住民票とかとられてしまうということが想定されます。コンビニなんかも監視カメラありますので、悪用すれば犯人、悪用した人が映るような形にはなっていると思うのですが、パスワードの管理につきましては十分気をつけていただくような形には今後なってくるのではないかなという形になります。

以上です。

(竹田) ということは、非常に12桁の番号覚えているなんてことは難しいので、どこかにメモをすることかということがあると、また今度8桁は自分の自主申告ですから、あくまで自分で覚えているしかないのです。そういう点からいうと、このことによってどこまで普及できるのかというところが、マイナンバーカードを普及させようと思ってやることが一層複雑多岐になって進まない可能性があるのではないかと私は思うのです。

けれども、これはどこまで、今国は2割までというふうに言っていますけれども、これによってどこまでマイナンバーカードそのものが普及になってくるというふうに考えておられるでしょうか。事業効果も含めてお答えください。

(情報システム課長) 国におきましては、マイナンバーカード以外にもキャッシュレス決済の基盤づくりということで、今年度あたりからいろいろ施策が行われております。実際消費税が上がる令和元年の10月から令和2年の6月まで経済産業省におきますキャッシュレス消費者還元事業というのがスタートいたします。内容につきましては、中小企業とかコンビニエンスストアなどの大手のフランチャイズ店でキャッシュレス、カードで買い物をすると2%、もしくは5%のポイントの還元が受けられるというサービスが10月から消費税の増税に対しましてスタートするサービスになります。これが実際令和2年6月に終了してしまいますので、その後の消費対策としまして、マイナンバーカードにプレミアムポイントを加算したものでまた消費の活性化を狙っていくような形で国のほうは考えていると思います。

なかなかキャッシュレスの決済というのは難しい部分もありますし、ただコンビニエンスストア、民間の事業者なんか見えていますと、セブンイレブンですとナナコカードでレジでぴっとやるものもありますし、意外と暗証番号を使ったりとかパスワードを入れたりとかしない電子決済につきましては民間のほうはかなり進んだ状況で進められていると思います。国におきましても、今現在はお金の決済の仕方についてもう一度見直しを行っている状態ですので、まだ正式な決済の方法については市のほうに連絡が来ておりません。この秋までには決定して通知しますという形になっていますので、多分国のほうも民間のインフラ等を利用してもうちょっと使いやすいような形、なかなかキャッシュレスとか電子化が難しい、なかなかとっつきづらいという年齢層の方でも使えるような形でスタートできるような形でまた制度の見直しのほうを国が行っておりますので、その発表をちょっと待って、また市民の方にもPRしていきたいと考えております。

以上です。

（竹田）よくわかりました。本当に複雑多岐で、やっているほうも悩んでいるので、結局今足踏みということだから、そういう点からいうとマイナンバーカードの普及と消費税増税の部分を抱き合わせにするから一層複雑多岐になるのだと私はちょっと受けとめているのです。だったらやめればいいのかなどというふうにちょっと思うのですけれども、ここはそこで終わりにしておきますけれども、一番は私は臨時職員までお願いしながらやらなければならない。ということは、職員の皆さんだけだともう手が足りないということの一つのあらわれですよ。ここには臨時職員の賃金だけで、情報システムのマイキープラットフォームでは臨時職員だけなのですけれども、時間外の勤務というのは必要ないというふうに考えておられるのかをお伺いしておきます。

（情報システム課長）平日につきましては、9時から5時まででこの受け付け、運用のサポートを行いたいと思っております。また、11月から土曜日、日曜日に関しましては公民館だったりとか、かわさとフェスティバルのほうに出張して受け付けの支援を行いたいと思っております。この土日の部分につきましては、振りかえで対応できるように考えておりますので、時間外勤務につきましては今のところ想定しておりません。以上です。

（中野）では、私のほうから1点だけ、19ページの皆さんから出ているにぎわい創出交流拠点の整備事業について1つだけ聞きたいと思うのですが、先ほど答弁の中でさいしんのほうから市のほうへ買ってもらえないだろうかという話があったというような答弁があったのですが、ことしに入ってということなのですが、いつごろあったのですか、そういう話。そして、同時に買うと決めた、……話があって、しかも買うという決断を下したのはどういうことかという。

（市長政策室副室長（齊藤））さいしんとは以前に地方創生に係る包括連携協定を結んでおります。その中でいろいろ事業を展開していく中でさいしん、埼玉縣信用金庫が市内3店舗あったのが今は1カ所に集約されていると。今後のあいているところの活用について、こちらからもど

うあれを、市役所の前ですので、どうするのでしょうかという話はさせていただいておりました。万が一売却等なったときにいろいろな業者が入ってきて、ちょっと市役所の入り口としてはふさわしくないものもある可能性があるので、そういう時期が来たらちょっと情報をいただきたいという話をさせていただきました。それがことしの4月に入って信用金庫のほうから話がありまして、すぐを買うというわけではなくて、これをうまく活用できるかとか、どのぐらいの金額になるのかなというところも含めましてちょっと内部で検討させていただいて、今に至った状況になっております。

（中野）ということは、今の話聞くと、もともとはそういうことがあったら話を下さいよというのは市のほうからさいしんのほうに言ってあったということですね。その上で本年4月にそういう話があったということなので、向こうから一方的ではなくて、そういうことがあった、市の近くなので、何か例えば民間が買ってあらぬ建物建てたりする、土地利用の中で、ということができるとやばいから、言ってみれば市役所と同一敷地内と思うようなところなので、そういうもしあったら市に最初に声かけてくださいと言ったことが契機で来ているわけですね、今の答弁では。間違いないよね。向こうから買ってくださいって一方的に来たのではなくて、前々そういう話を市はさいしんにしてあったというような答弁だったのですけれども、副室長の答弁では。間違いないですね。

（市長政策室副室長（齊藤））買いたいので、声かけてくださいということではなくて、もしそういうことがあるのであれば、どういう活用、どういうところに売られてしまうというところの不安もあるのと、あと市としてやはり免許センター通りといいますか、ここも先ほど来申し上げましたように公共施設がたくさんあるところですので、そういうポテンシャルを生かした施設づくりというところを考えて、もしそういうことがあるのであれば、まずはどういうふうを考えているかというところでお話いただきたいというところで調整をさせていただいたところでは。

（中野）私は、よくわからないので、聞きたいのですが、用地購入が

3,400万、それから家屋、これが800万する。それぞれの面積どのぐらいなのですか。

（市長政策室副室長（齊藤））土地につきましては521平方メートル、建物については約336平方メートルになります。小数点以下は申し上げていないですけれども、約そのくらいです。

（中野）そうすると、これ3,400万なり800万でてきた。これは、当然市が買うわけですから、要は不動産鑑定士が考えて出している。不動産鑑定士の出した金額と、それから実際購入した価格、これは面積では言っているのですけれども、どういう関係になっていますか。

（市長政策室長）今のご質問の中で、まずこの土地の関係でどのくらいの価値があるのかということ。まず、市なりに固定資産税評価額とか、あと相続税評価の関係で数字を出してみました。その中でまず大体、ちょっと建物の価格というのはなかなか難しいのです。土地だけを見ますと4,000万以上の評価というか、市のほうでした評価は出ました。建物はどうなのかと。建物のほうにつきましては、再建築の関係で出すわけなのですけれども、なかなか数字のほうはつかみにくいものですから、まずゼロというわけにいきません。よく土地の売買する場合、上物が評価がゼロの場合は、土地の評価と相殺して4,000万の価値があれば、その壊す費用ですか、差し引いて三千幾らとか出すのですけれども、土地の評価につきましては4,000万以上の市のほうの路線価なり評価が出ています。建物はなかなか難しいと。鑑定のほうをとらせてもらいました。当然建物のほうもこれは築28年という築なのですけれども、その耐用年数というのが鑑定のほうを見ましたら43年の評価というか、鑑定出ています。ここで土地と建物のほうで鑑定評価のほういただきましたら、額ちょっとなかなかですね、幾らですよという、なかなかさいしんさんの関係もあると思うので、言いにくいのですけれども、土地も3,400万、建物も800万ですけれども、評価のほうはこれよりもかなり上です。そういう評価の中で今回向こうからの話の中でトータルで4,200万という予定価格というか、購入価格のほうを算出して、向こうもそれならということ今のはオーケーというような状況でございます。

(中野) そうすると、今言った土地だけで4,000万、用地だけで4,000万というのは市の路線価格等を含めて市としての判断ですか、それとも正式な資格を持った不動産鑑定士における金額、どっちなの。

(市長政策室長) 4,200万という数字は、土地建物鑑定額ありますよね、鑑定額でそれぞれ価格出ています。あと、市のほうも土地については3,000万、4,000万ありますけれども、その内輪の数字でうちのほうは4,200万という数字を算出しています。鑑定額のほうは、両方とももっと上出ています。

(中野) そして、その後家屋のほうについては耐用年数が43年、今答弁ありました。実際築28年、そうするとあと15年というぐらいですよ。ということになると、これは実際つくりは何のつくりなのですか。鉄筋だとか鉄骨だとかというあれがあつて。

(市長政策室副室長(齊藤)) 鉄骨造でございます。

(中野) そうすると、先ほど委員の多くの方が質問したのですが、その中で来年が実施設計と、令和3年が改修工事ということが答弁ありました。そうすると、これについては供用開始が、そうするとこれから計算すると改修工事はどのぐらいかかるかわかりませんが、早くて令和4年になるのか5年になるのかということになるかと思いますが、供用開始が。その供用開始に至るまでの総事業費、今回の土地、家屋の購入代金を含めて総事業費どの程度を見積もっているのか伺います。

(総合政策課長) スケジュールにつきましては、今年度業務委託後に来年度に実施設計、交付金のほうも活用していきたいので、まだ採択になるかわかりませんが、申請をして、その後改修工事を実施しまして、令和3年の秋から冬にかけて供用開始を目指しております。

それと、続いてどのぐらいの予算ということですが、こちらは今回の補正で上げさせてもらっています業務委託の中で具体的に整備や活用方法を検討いたしますので、改修基本計画を策定する中で事業費については概算の費用を算出したいというふうに考えております。

(中野) ということは、供用開始は令和3年後半というふうに今答弁ありましたけれども、総事業費についてはいまだ実際めどについても出し

ていない、出ていないということだと思います。

（総合政策課長） 出ておりません。

（中野） そうすると、このにぎわい創出交流拠点整備事業ということで事業名は違うと思うのですが、道の駅との関係はどういうふうに考えているのですか。にぎわい創出という点で例えば地産地消、地場産業ということになると、私なんかはどっちかという道の駅ということを中心にもう考えていたわけですが、今総事業費が出ていないというから何とも言えないのですけれども、今言った今回の土地、建物だけで4,200万です。そういう中で今後これから箕田のほうに道の駅をつくろうという今プロジェクトチームまでできているわけ。それとの関連をどういうふうに位置づけるのか、市としてどういうふうに位置づけていくのかという点について最後ちょっとお聞きしたいと思います。

（市長政策室副室長（齊藤）） 道の駅とはやはり違うわけですし、だからといって、例えば農産物等もできれば、コーナーとしては小さいですけども、やりたいと。さらには例えば栄養大と薬科大も入れますので、食とか栄養とか健康をテーマにしていくわけですので、例えばカフェをつくったとしても、カフェの料理を鴻巣産の野菜を使うとか、例えば梨とかイチゴ等あるのですけれども、そういう特産品を活用して6次産業的な例えば加工品の生産、販売とか、一番最初に申しあげました地方創生という部分に位置づけた中で雇用だとか独立性だとか、さまざまな要点を盛り込んだ施設にしていきたいというふうに考えておりますので、道の駅とはまた少しイメージが変わったもの、似ている部分もあるのですけれども、コンセプトはちょっと違っているかなというふうに思っております。それと、中にまた市のイベントとか、そういう情報発信コーナーも設けますので、そういうところ。あと、2階については今あくまでもこちらの事務局案では貸し会議室的な部分と考えておまして、そういうところも含めた、何度も申しあげて申しわけありませんが、地方創生の拠点施設というふうに考えております。

（市長政策室長） 今、中野委員のほうから令和3年の後半というか、あったのですけれども、私どもとしても取得したからには遊ばせているわ

けにいかないと、すぐにでも使いたいという考えはあるのですけれども、推進交付金の申請と決定の時期がどうしても年度の途中なのです。そうしますと、早くて令和3年中に改修事業ですか、やって、秋ぐらいには使えるかなという考えなのです。そうすると、何年かあいてしまうのですけれども、その辺ちょっとどうしても交付金の関係がありますものですから、どうしてもこの期間は手をつけられないと。今言ったようにスペースはあるわけですから、何とか地場産の販売とか、そういうのも考えているのです。それ許される範囲内でできればそういうのも、道の駅に通ずるようなそういう産物の新規のものとか、そういうのをまずはそこで売りなりして、何かそういうのを活用したいなという考えは持っています。

以上です。

(坂本(国)) 15ページなのですが、市有物件災害共済会自動車保険金というのがありまして、自動車事故が起きたときは常にこの保険は使っているのでしょうか。そこをちょっと確認したいです。

(資産管理課長) 自動車事故が発生した場合は、車両、対物、対人は今のところございませんけれども、事故に関するものはこの共済会の保険金で賄ってございます。

(坂本(国)) 通常の自動車保険は、多分保険を使うと来年度掛け金の値上がりというのがあるかなと思うのですが、これについてはどうなのか、ちょっと教えてください。

(資産管理課長) この共済会につきましては、日本全国の市を対象としておりますので、日本全国の市で事故が非常に多ければそれを受け負う損保会社、これもやはりそれ相応の保険金、保険というか、掛金をいただかなくてははいけない。鴻巣だけ単独で多くなったからといっても、では鴻巣が掛金が多くなるのかといったことはございません。全体で掛金というのは決まってきます。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) それでは、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 2点指摘します。1点目がにぎわい創出交流拠点事業です。公共施設等総合管理計画と、あと第6次総合振興計画との関係でにぎわいを創出したいという思いはわかりますが、道の駅構想とか、それからあとひなの里とか、今あるものをより有効にどう発展させるかというところに私はもっと知恵を使うべきだというふうに思います。

それからあとは、消費税増税に伴ってマイナンバーカードの発行も含めた予算が計上されていますが、これだけあるのだったら消費税増税をすべきでないので、非常にマイナンバーカードの問題とあわせて、それからマイキープラットフォーム運営事業などもしようとしていますけれども、非常に市民の実態と合っていない事業だということを指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ないようです。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第90号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時48分)



(開議 午後3時04分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(財政課長) 済みません。先ほど坂本晃委員さんのところで質問があった中で、私のほうで都市競艇の収入、定額5,000万とちょっと説明させていただきましたけれども、正式には余剰金の収入の分配になりますので、ここ2年が5,000万、多いときは6,000、7,000という時代がありましたので、定額というところをちょっと申しわけありません、削除させていただければと思います。申しわけありませんでした。

(委員長) 文言の訂正については事務局のほうで処理しますので、よろしくをお願いします。

それでは次に、議案第94号 平成30年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の歳入について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で平成30年度一般会計決算認定の歳入についての執行部の説明が終わりました。

これより質疑を求めたいと思います。質疑ありませんか。

(竹田) 15ページです。15ページの市税の個人市民税と法人市民税のいわゆる収入済額がふえているということでした。それで、個人市民税ですけれども、いわゆる均等割のみを払っている人、それからいわゆる所得割もあると思うのですけれども、その内訳を教えてください。

(財務部参事兼税務課長) 今委員さんのご質問の均等割の納税義務者でございますが、均等……

(竹田) いわゆる均等割のみの。トータル何人いて、そのうち均等割のみの人が何人かというのと、あとは残った分、所得割も払う人だとわかるので、トータル的人数と、あとは均等割のみの人。

(財務部参事兼税務課長) 均等割が5,479人でございます……済みません、所得割の納税義務者ですが、5万6,646人でございます。

以上です。

(竹田) あと法人のほうも教えてください。

(財務部参事兼税務課長) 法人市民税のほうの均等割が2,465です。法人

税割が872事業者でございます。

以上です。

(竹田) それでは、先ほど税のほうで個人住民税ですか、市民税も法人市民税もふえているというふうなご説明の中だったのですけれども、法人のほうは均等割のみが2,465法人ですか、所得割も合わせて872ということは、結構市内の企業はそんなに所得割の部分も払うという点ではどうなのかな、もっと均等割のみが多いということは、そんなに景気がいいというふうなちょっと分析ができないのですけれども、1法人当たりのいわゆる所得割の額がふえているということでもいいのでしょうか。法人市民税がふえる要因というのは、どこにあるのかなというのがちょっとこの数字からは読み取れないので、中身、もう少し教えてください。

(財務部参事兼税務課長) 法人税割のトータルの比較をしてみますと、平成30年度が6億4,511万1,300円、29年度が5億4,167万3,700円ということで、1億から増加しております。

(竹田) トータルで金額がふえたということなのですけれども、ということは、いわゆる均等割のみの法人は2,465法人で、いわゆる所得割も含めた法人のほうは872ですから、そうすると所得割の部分の払う法人の1社当たりというのですか、がふえているということでもいいのかどうかとちょっと確認をしたいと思います。

(財務部参事兼税務課長) 委員さんのおっしゃるとおりでございます。

(竹田) わかりました、とりあえず。

続いて、41ページです。土地売払収入で、これは土地の払い下げ申請があったのでやったと思うのですけれども、この中身は2,115万2,178円になる部分はどんなところを売ったのかというのをちょっと教えてください。

(資産管理課長) 平成30年度に払い下げしました土地ですが、主なものとしまして宮地4丁目地内、いわゆる国道17号宮地交差点の県道拡幅に伴う消防団の用地の払い下げが一番大きなものとしてございます。そのほか、下谷、安養寺、松原3丁目、原馬室地内で土地の払い下げがございました。

以上でございます。

（竹田）土地売払収入の中には、先ほど下谷、安養寺、松原3丁目のとか、宮地が一番多いというふうにご説明があったのですが、ちょっと私が調べたところでは、安養寺のところの市道H-223号線の、いわゆる免許センター側から元荒川に橋をかけていく道路の部分の払い下げもあったと思うのですが、そこはH-223号線の道路に当たるのではないかというふうにちょっと考えた、表を見るとなのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

（資産管理課長）安養寺地内では2件の払い下げがございます。確かに委員さんおっしゃるように、H-223号線に隣接する土地ということで、今回これは都市計画課、そこでの事業になりますが、その道路認定から外れたところの払い下げということで、私のほうは認識しております。以上です。

（竹田）では、そこは隣接するのであって、H-223号線のところには当てはまらない場所であるということの今ご答弁いただいた、それで間違いないですね。

（資産管理課長）はい。H-223号線に隣接する、今回の認定幅員は5メートルから7メートル82が議会でご審議いただいた認定の幅員になる。この幅員から外れたところということで承知をしております。以上でございます。

（竹田）では、そこは今度道路課と、都市計画道路なので都市計画課との関係があるので、基本的にはいわゆる資産管理課のほうのところではとにかく隣接する道路だということで売っていただいているわけですね。売ってというか、買っていただいているのですね。

（資産管理課長）払い下げにつきましては資産管理課が窓口となり、全庁的に払い下げに対して問題ないかどうか、道路課、都市計画課も含めて確認をいただき、払い下げに支障なしというところで相手方に打診しているところでございます。

以上でございます。

（竹田）そうした場合に、例えば土地の価格についてはどこが決めること

どうか、不動産鑑定士を入れるのかどうかも含めて、その価格の正当性とかというのはどのように検証されてくるのでしょうか。

(資産管理課長) 本払い下げにつきましては、資産管理課、旧財政課から都市計画課に不動産の鑑定、査定を依頼し、その価格をもって面積を乗じ、払い下げの価格を算出したものでございます。

以上です。

(竹田) ということは、都市計画課のほうが鑑定士にお願いするのか、都市計画の中で鑑定するのか、その辺はどのように聞いていらっしゃるのでしょうか。

(資産管理課長) 本件につきましては都市計画課のほうで鑑定したと伺っております。

以上です。

(竹田) ということは、都市計画課で鑑定しているということは、都市計画課の中にそういう、いわゆる真っ当な価格かどうかというのですか、そういう点では評価できる人がいるのか、いないのか、それから改めて鑑定士にお願いするのかどうか、ちょっとそこら辺だけ確認したい。

(資産管理課長) 都市計画課の担当の中には、用地を専門とする職員がおります。その中で鑑定をするというふうに聞いております。

以上です。

(坂本(晃)) 58ページか59ページ、市債のところ、土木債というところで、財政課の川里中央公園整備事業債とあるのだけれども、これだけのくらい進んでいるのだろう、現状は。

(財政課長) ご質問は、事業進捗の状況という……

(それは道路課になっちゃうからわかんないかなの声あり)

(財政課長) 申しわけございません。ただ、まだ用地が1件買えていないというのは承知はしております。それと、整備工事がまだなので、それを含めると全体の何%いつているかというのはちょっと申しわけありません、こちらでは把握していないところであります。申しわけありません。

(坂本(晃)) 多分この金額というか、周辺がにぎやかになってきているから、ゴルフ場の反対側がごみ処理場で、結構高い金額で買えるのではないかなという話になっているところで、川里の公園整備の用地購入するところがまだ残っているということになると、それ影響というのがあるのかなと思っているのだけれども、全く関係ない。そういうのわからないか。わからなければいい。わからないよね。

(財政課長) 済みません。こちらに関しても事業課のほうで算定しておりますので、ちょっとお答えできないところになります。申しわけありません。

(中野) 1つ、やっとならぬと、私達の委員会、政策総務常任委員会に市民税が戻ってきたと。今までは市民環境のほうに行っていて、非常に収入の割合の一番多いところが持っていかれてしまって、なかなか質問しなかったのですけれども、やっとならぬと戻ってきたので、改めてさせていただきますが、14ページの市民税の、1款1項、そして1目の市民税ですか、この中で私は非常に気になるのが滞納繰り越し分なのです。これは、まず一番大きいのは市民税の個人部分を見てわかるのですが、予算は5,280万しか組んでいない。ところが、実際調定額になると1億7,400ということで、確かに予算編成の基本として歳入は少な目、歳出は多目というのは原則ありますけれども、少なくともこの調定額の半分以下の予算という、このことについてやっぱり余りにも予算の組み立てとして、あるいは取る自信が、納めもらう自信がないのかわからないけれども、余りにも低過ぎるのではなからうか。この辺どうですか。

(収税対策課長) ご指摘のとおり調定額は1億7,500万ありながら、予算のほうで5,280万円ということで、少ないのではないかとということなのですが、私どものほうでも徴収のほうは強化しております、徴収額のほうも以前に比べれば大分高くなってきているのですけれども、現実的に目標としている徴収額のほうはおおむね35%ぐらい、そのぐらいが現実的かと考えております。100%徴収できればいいにこしたことはないのですが、滞納繰り越し分となりますと、明らかに徴収がちょっと難しいような案件も多々ございまして、それが現実かと考えておりまして、半

分以下の金額になっております。

以上です。

(中野) 今の予算の立て方について、調定額との関係で申し上げましたね。一方、調定額に対する収入済額、これは半分以下になってしまうのです。40%ぐらいかな。今35という話がありましたけれども、少なくともこの1億7,400万円の調定額に対して6,827万2,000円しか収入済みになっていない。これについて、確かに年々上がっているとはいうけれども、これはやっぱり本来的に言えば、特別な事情がない限りは、やっぱりきちっと税金を納めてもらうというのが原則ですから、そういう点でやっぱり担当課として一生懸命やっているというふうに言うけれども、この辺のやっぱり、いわば調定額に対する収入済額の割合というのを担当課としてどの程度、35と出たけれども、目標はどのぐらいなの。

(収税対策課長) 今年度の目標につきましても、おおむね35%ぐらいを目標としております。そのほかに、収入未済額を圧縮しないと徴収率というのは上がってきませんので、もう徴収できないと判断したものについては、積極的に欠損に持ち込むようにして、未済額のトータルの金額を圧縮していきたいと考えております。

以上です。

(中野) 今の答弁の中で、収入未済額を圧縮していくというために、できるだけ不納欠損額、これをふやしていくというようなふうに聞こえたのだけれども、そうなるとこれ納めない、要するに納め損、納めないことによる益を得るなんていうことは絶対許されないことだと思ふのだ。納めないでいいのだったら、俺だって納めない、はっきり言って。そんなばかばかしいことない。そういう意味で、不納欠損をふやしていくなんていうことは、私はやっぱり愚の骨頂だと思ふけれども。不納欠損の867万2,000円、これはいわば内容的にはどういふものがあるのですか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後4時19分)



(開議 午後4時19分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(収税対策課長) 欠にしている主な原因としましては、財産の調査、私どものほうで換価価値のある財産があるかどうかという調査を常に行っておりますけれども、そういった財産がないという判断をしたもの、それから生活保護等のように生活困窮に陥っているもの、それからあとは所在不明になってしましまして、調査を尽くしてもちょっと財産が発見できないもの、あとは個人ですと相続放棄等によって相続人が不存在になってしまっていて徴収できないもの、そういったものがございます。あとは、消滅時効の5年の消滅時効ということで区分がされております。以上です。

(中野) 監査委員の決算報告書、持っているでしょう。その10ページに、不納欠損と書いてあるよね。平成30年度市税の不能欠損って。次の表のとおりでという。この中で、今言われた財産がないとか、生活困窮だとか、所在財産不明と書いてありますね。今言われたのは、そのことを言っているでしょう、理由として。財産がないとか、生活困窮だとか、それから所在が不明だというような理由を言っていましたよね。それはそれで、やっぱり理由として成り立って、やっぱりきちっとしているから、それは私は仕方ないと思っている。ただ、課長の説明の中で気になったのは、やっぱり収入未済額を、これを圧縮するためには不納欠損額を多くしていくということがあったから、それは違うのではないのと。今言ったように無財産、生活困窮、所在不明はしようがない。そうでないところについて、やはりきちっと納めてもらうということをやらないと、これだけ滞納が多いということだと、これ市民の人が見たらどう考える。

(収税対策課長) 私どもも極力、目標としては本当に100%徴収すべき、それは承知しておりますが、現実財産を幾ら調査しても換価のできるような財産が見つからない、あとは相続放棄によって、もう徴収のしようがない、そういったものについては、いたずらに時効を延ばして、いつか徴収できるのではないかということと比べておくよりも、滞納整理の観点からいうと、もうそのように徴収の見込みがないというものについ

ては、執行停止として早期に欠損に持ち込めるようにするのも徴収の整理だと、滞納の整理だというふうに考えております。

以上です。

（中野）逆に聞くと、今言った不納欠損で3つのことを言いました。生活困窮だとか、財産がないだとか、所在不明だとか、これはやむを得ないのだ。そうすると、現在この不納欠損の中で、払えるのに払わないという方はおられないということですね。逆に聞くと。

（払えるのにの声あり）

（中野）うん、払えるだけの力を持っているのに。

（収税対策課長）そういった方については、財産を調査すれば、預貯金なり、生命保険なり、あと給与、勤務先の調査もしますので、給与なりということは見つかってきますので、それは見つけ次第すぐに差し押さえ処分をして、滞納市税のほうに充当しております。

以上です。

（財務部長）今委員さんのおっしゃるとおり、税というのは皆さん平等に払っていただくようなものですので、逃げ得というのは許さないというところで、うちの担当のほうでも一生懸命やっております。そんな中で、収入未済額を減らすというところを課題としてやってきているわけなのです。そんな中で不納欠損、いたずらに不納欠損はおかしいだろうというお話もあります。そこについてはしっかり財産調査をさせていただいた上で、差し押さえできるところについてはしっかり差し押さえをします。その中で、ちょっとこれは無理だろうというような、例の3つのお話ですけれども、無理だろうというようなところについては、やむを得ず欠損しているというところがございます。

滞納の整理について、本市がどのぐらいのところにいるかというところなのですけれども、県内では上位2位に入っているというところで、決して滞納整理を怠っているというわけではございませんので、それについては鋭意努力を日々しているというところをご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

(加藤) それでは、幾つか確認します。

15ページ、今中野委員のほうから質問があったことにちょっとだけかぶるのですが、先ほど市税の個人の市民税のところの滞納のところ
で収入済額6,827万2,388円、これは39%とっていただいたような気が
します。一方で、45ページのほうでの説明の中では、45ページの中では、
諸収入の延滞金のところで、これ中段にちょっとあるのですが、
8億3,832万円でしょうか……違うかな、ごめんなさい。約8,300万円
ですね。1,700万円の減少というような話をされたかなと思います。ここ
から推測する姿の中で、延滞金が少なくなるということは、もしかしたら
現年度に非常に集中をして、なるべく延滞金が出ないうちに現年度の年
度内で滞納をなるべく長期化しないような方法でやっているのかなと。
もしそうだとしたら、私は現年度なるべく早いうちに収納をしていくの
がベターだと私自身は思うのですが、そういった方向で今現在や
られているのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

(収税対策課長) 加藤委員おっしゃるとおり、現年度の徴収率を極力高
く維持するというのが滞納整理の中で最も重要なことだと考えておりま
す。現年度の収入未済額が結局翌年度の滞納繰り越し分となってしまう
ますと、幾ら滞納繰り越し分だけを整理しても整理がつかないという現
状ございまして、ここ何年かこういう現年の徴収率は常に99%以上を維
持しておりますけれども、とにかく現年のうちに徴収をして、延滞金も
そうすればかかりませんし、結果、収入未済額の圧縮につながると考
えております。昨年度につきましては、今まで現年催告は、一斉催告につ
きましては3回、29年度以前はしていたのですが、30年度は1回
ふやして4回実施しております。また、その中に上尾県税事務所との共
同催告を色紙で滞納明細とは別にそういったチラシを同封したりとか、
あとは現年度の滞納処分も早いうちに財産調査に着手して差し押さえ処
分をして換価をしていくということもしております。それからまた、滞
納繰り越し分と現年分の滞納がある方につきましては、とにかく現年度
分を納期限内に納付するようにということを徹底いたしまして、滞納繰
り越し分については現年度分を納期限内に納めながらの分割納付を、そ

ういったことであれば分割納付を認めますということで指導するなどして現年度の強化に努めております。

以上です。

（加藤）今説明をいただきまして、個人市民税の仕組みからいうと、収入があった年の翌年度に課税がされるということで、当然ながら人によってはその収入状況が変わってくる、またそこで払いが難しい状況に陥っている方というのは、もしかしたらその翌年度もさらに払いが難しい状況になる可能性は秘めているので、今説明いただきました、なるべく現年度、その中で可能な限り促しをして滞納を起こさないようにしていくということでは、私も説明の中で大変理解できましたので、それを期待したいと思います。

では、次に行きます。33ページのところで、33ページのちょうど真ん中あたりですけれども、埼玉県分権推進交付金というところで、総合政策課でしょうか、説明をいただきました。これ多分傾向としては事務の数とかというのはふえていく傾向にあるのではないかなと思っているのですけれども、今およそどのぐらいの事務を県のほうから任されて実施されているのか、ちょっと確認をさせていただければと思います。

（総合政策課長）現在、移譲を受けている事務は69事務となっております。

（加藤）それは増加傾向、毎年ではないかもしれないですけれども、増加傾向という考え方になりますでしょうか。これも念のために。

（総合政策課長）29年度は66事務でしたので、若干ではございますが、増加傾向となっております。

（加藤）了解です。

それでは、次に41ページのほうに行きたいと思います。41ページのところには、利子及び配当金の中でさまざまな基金等の利子が記載されております。よく日経新聞とか、そういった経済指標などを見ると、先ほど国債とか地方債という話がありましたけれども、国債価格は非常に高いですよね、今。高いから、ぶっちゃけた話でいうと、国債がでは100万円のもので、10万円利子がつくものを購入するときに、120万円かかるみた

いな、そういうような逆転現象みたいのが起きて、先ほど国債という言葉があったので、ちょっと感じたのですけれども、なかなか運用が難しい時代の中で、私ども本市においてはどんな割合で、投資ではないですね。いわゆる国債を買ったり、あるいは定期預金でいったりと。どんな割合でやられているのか参考に教えていただければと思います。

（会計課長）ただいま委員さんのおっしゃったとおり、今運用のほうは大変難しくなっております。まず、30年度の結果でちょっとご説明させていただきます。割合と申しますが、ちょっと今用意してある数字が債券の売却益と債券の利金と定期預金と普通利子、このパーセンテージでご説明させていただきます。基金運用の総額のうちの95.75%が債券の売却益となっております。また、債券の利子に……ごめんなさい。債券の売却益と利金が合計で95.75%、定期預金利子で4.2%、通常の普通預金ですと0.05%の割合で運用しております。

以上です。

（加藤）今の説明で、どうやってこの利子等を生み出しているのかなと本当に疑問だったのですけれども、売却益が95%ぐらいと。

（会計課長）訂正いたします。基金の売却益と利金で95.75%の内訳は、売却益が100%のうち17.37%、利金が78.3%ですので、主に利金収入でこちらのほうは。

（加藤）了解です。

それでは、最後の質問させてください。51ページの中で、やや下のほうにやさしさ支援課さんのマッチングシステム登録料でご説明をいただきました。この登録料、今現在57名の登録ということで、この金額が登録料でかかると。この28万5,000円というのは、ボリューム、その人数に応じて変化するものなのか、ある程度のスケール、そのボリュームまでは定額制なのか、どんな仕組みになっているのかちょっと関心が出ましたので、ちょっと確認させてください。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）今ご質問のマッチングシステムの登録料、2年間の登録料で1人5,000円ということで納めていただいておりますので、1人当たりの金額は決まっているものということでお願いし

たいと思います。

(潮田) ほかの委員がもうたくさん細かく聞いておりますので、少し確認をしたいことだけです。議案のこれは資料で、滞納による差し押さえの内訳というものをもらっているのですけれども、そこが預貯金のほうで192、給与57、生命保険28、国税還付金56、不動産11、そのほか24で、合計368、これは件数になると思うのですけれども、実際にはこれの金額がどのくらい、差し押さえで徴収できた金額がどのくらいだったのか教えていただきたいと思います。

(収税対策課長) 潮田委員おっしゃられた件数のほうが、資料のほうがこれ国民健康保険税のほうの資料になるのですけれども、一般会計のほうで回答させていただきます。

(潮田) 一般会計のほうであれ、その数字があって、差し押さえによる徴収ができて数字があればお願いいたします。金額です。

(収税対策課長) 国民健康保険税も含んだ金額になるのですが、30年度の換価額が約9,091万円です。

(潮田) 済みません、預貯金……

(収税対策課長) 預貯金、内訳ですね。そのうちの預貯金が約3,544万円、それから給与が3,155万円、生命保険が454万円、所得税還付金が432万円、その他債権で1,452万円、出資金で53万円となっております。

以上です。

(潮田) 先ほど払えるのに払わないでいる人がいるのがという、ほかの委員から話がありました。逆に私のほうで相談いただくのは、幾らいろんな金額を言われても払えないという方の相談をいただいて、前にもやっぱり課長にもちょっといろいろ相談をさせていただきましたけれども、払うことができない方に対しての相談件数とかというのは、今この不納欠損にかかわったり、また差し押さえにかかわるものなのですけれども、どのくらいの方の相談があるのでしょうか。

(収税対策課長) 私ども納税相談ということで、日々電話なり窓口なりで相談を受けておりますけれども、日々の件数については、相談件数ということでは統計をとってはございません。

以上です。

(潮田)では、相談件数ということではないとすると、今例えば不納欠損とかってこの金額ありますけれども、これ件数でいうと何件ぐらいとかというのも特にとっていないということですか。

(収税対策課長)不納欠損につきましては、件数は統計のほうは監査委員のほうから出ています審査意見書のほうに載っている件数でございます。

以上です。

(何事か声あり)

(収税対策課長)10ページです。

(潮田)はい、わかりました。不納欠損のほうはもういろいろみんなも聞いておりますので、いいです。

済みません。あと、41ページ、今加藤委員のほうからもありましたけれども、今この利子について、いろんな利子ですね、についてこれを全部一括で運用というふうに変わっているのでしたっけ。その一括で運用しているのの構成割合のほうは先ほど質問ありました。ですけれども、今現実な利率、それぞれが何%というのを教えていただきたいと思います。

(会計課長)利率の質問なのですけれども、まず定期預金のほうの利率でよろしいでしょうか。定期預金の利率というご質問でよろしいでしょうか。まず、定期預金のほうの利率になりますが、利率照会のほう、縁故債を受けている約8金融機関のほうに調査をかけております。そうしますと、利率のほうはまちまちで提示されます。一番多い利率でございますと0.08%、また一番低い金融機関では0.002%、平均すると0.01%の利息が一番多い基準となっております。こちらは定期預金利子の利率になります。また、普通預金につきましては0.001%が今の基準となっております。

以上です。

(潮田)そうすると、定期のほうの縁故債とか、あと多いものでは0.08というものもある。実際にはこの今0.01というものもあるわけで、それをかえるということは、その時々金利とかによりますから、今すぐやろ

うと思ってできるものではないというものもあると思うのですけれども、それはでも常に金利の高いものを情報を得た時点でかえているということになりますでしょうか。

(会計課長) まず、基金の一括運用の中で現金を年度の初めに定期預金を組む際に、今回は4月の12日の照会で59億分の定期預金を組む照会を一度にかけます。そうしますと、一遍に0.08のところは全てのを預け入れるわけにはいきませんので、どうしても金融機関が提示した利率にはなってしまうのですが、分散して預けるという形になります。今加藤委員のほうから今の日本の経済状況見ますとマイナス金利ということで、金融機関のほうで辞退する金融機関もございまして、0.08のところも例えば5億までにしてほしいとか、そういった上限がございまして、全てのお金を高い金利だからといってそこに全部預けるというわけにはいきません。ですので、金融機関に利率のほうはまばらではございますが、普通預金に置いておくよりは定期預金で半年なり10カ月なりという形で預け入れたほうが運用としてはいいだろうという判断から、0.1%の利率であったとしても普通預金に置いておくよりは利息のほうがある程度入りますので、そういった形で預け入れをしております。

以上です。

(潮田) 最後、今国債といっても短期国債は結構利率のいいものがあったりとかしますけれども、短期国債のほうにはやっているのでしょうか。

(会計課長) 今私がお答えしたのが、あくまでも金融機関に預ける定期預金のお話をしてしまいました。委員がおっしゃる今度は債券の関係の利金になりますが、債券というのは今現在、30年度は約……債券運用を行っている債券の総額が30年度末段階で32億分の債券を保有してあります。その債券の保有している利率については購入時に決まりますので、そのときの利率になっておりますので、高いものですと、委員おっしゃったとおり1.523%のものもあれば、中には0.3%のものもございまして。平均すると約0.7%になってくるかと思えます。

以上です。

(潮田) そうすると、全体の中で、先ほど59億が全体で、その中の32億

が債券ということによろしいのでしょうか。要はすぐに動かさなければいけないお金でなければ、なるべく債券のほうにしたほうが当然有利なわけで、そういった、どのくらいの割合を債券でとかというふうに考えるととかという、市として方針というのはあるのでしょうか。

(会計課長) まず、30年度末の現在でお話いたしますと、基金総額の約106億5,000万が基金の総額になります。そのうちの債券で保有しているのが約32億で、現金で保有しているのが約75億になります。もちろん債券で運用するほうが利率につきましてはいいですがけれども、あくまでも基金一括運用とは申しまして、債券というのはすぐに現金化できるものではございませんので、長期にわたって運用ができる減債基金、合併振興基金を主に債券で運用しているという形になっております。その165億(9月11日P.1「106億5,000万円」に発言訂正)のうちの現金の74億の中の56億を定期預金に組んでおります。

以上です。

(委員長) ほかにございますか。

(なし)

(委員長) 質疑のほうも一応よろしいということでございます。

以上で平成30年度一般会計の決算認定の歳入についての質疑を終結いたします。

本日はこの時点で終了させていただいて、明日、今度は歳出のほうの説明から入りたいと思います。

本日はこれで終了させていただきます。

ご苦労さまでした。

(散会 午後4時47分)